

平成 2 2 年 1 2 月 2 日

平成 2 2 年第 4 回 岬町 議会 定例会

第 1 日 会議録

平成22年第4回(12月)岬町議会定例会第1日会議録

○平成22年12月2日(木)午前10時00分開議

○場 所 岬町役場議場

○出席議員 次のとおり13名であります。

1番 川 端 啓 子	2番 鍛 治 末 雄	3番 中 原 晶
5番 和 田 勝 弘	6番 出 口 實	7番 奥 野 学
8番 谷 本 貢	9番 反 保 多喜男	11番 辻 下 文 信
12番 辻 下 正 純	13番 豊 国 秀 行	14番 小 川 日出夫
15番 竹 内 邦 博		

欠席議員 1名(10番 岡本重樹)

傍 聴 7名

○地方自治法第121条の規定により本会に出席を求めた者は次のとおりであります。

町 長 田 代 堯	教 育 長 田 中 繁 樹
総 務 部 長 中 口 守 可	総 務 部 理 事 兼特命対策課担当理事 中 村 光 延
企 画 部 長 笠 間 光 弘	総 括 理 事 白 井 保 二
住 民 福 祉 部 長 芦 田 貴 志 雄	都 市 整 備 部 長 松 永 英 三
教 育 委 員 会 事 務 局 教 育 次 長 古 谷 清	特 命 対 策 課 長 (行政改革担当兼収納対策担当) 古 橋 重 和
企 画 部 理 事 兼人権推進課長 谷 下 泰 久	住 民 福 祉 部 理 事 兼子育て支援課長 南 康 明
住 民 福 祉 部 理 事 兼保険年金課長 岡 本 茂	都 市 整 備 部 理 事 入 口 博 行
都 市 整 備 部 上下水道担当理事 末 原 光 喜	会 計 管 理 者 兼 理 事 湊 原 義 仁
総 務 部 総 務 課 長 中 田 道 徳	総 務 部 財 政 課 長 四 至 本 直 秀

企画部秘書人事課長 保井太郎

企画部企画政策課長 早野清隆

○本会の書記は次のとおりであります。

議会事務局長 辻下一博

議会事務局副理事 大山鐵男

○会 期

平成22年12月2日から21日（20日間）

○会議録署名議員

9番 反保多喜男 11番 辻下文信

議事日程

日程1	会議録署名議員の指名
日程2	会期の決定
日程3	一般質問

(午前10時00分 開会)

○竹内邦博議長 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成22年第4回岬町議会定例会を開会します。

ただいまの時刻、午前10時00分です。

本日の出席議員は13名です。欠席議員は1名です。

定足数に達しておりますので、本定例会は成立しました。

本定例会には、町長以下の関係職員の出席を求めています。

これより本日の会議を開きます。

○竹内邦博議長 日程1、「会議録署名議員の指名」を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において指名します。

9番反保多喜男君、11番辻下文信君、以上の2名の方をお願いいたします。

○竹内邦博議長 日程2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日12月2日から12月21日までの20日間としたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内邦博議長 異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日12月2日から12月21日までの20日間と決定しました。

○竹内邦博議長 今期定例会の開会に当たりまして、町長からあいさつを求められていますので、これを許可します。町長、田代 堯君。

○田代町長 皆さん、おはようございます。

12月定例会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員の皆様方には、ますますご健勝でご活躍のことと心からお喜びを申し上げます。

本年は例年になく秋の季節が短く感じられましたが、まちの各地域にある史跡や里山の紅葉は、

なかなか美しいものがございました。

私にとりましては、町長に就任させていただき、10月で1年が経過したところであります。この間におきましても、行政を取り巻く環境は大きく変化いたしております。

特に私が注目しているのは、関西広域連合でございます。関西広域連合は、この10月以降、大阪府や和歌山県、兵庫県などが議会の同意を得て参加することが決定しております。昨日、12月1日に総務大臣の設立許可に基づき、正式に発足することになりました。当面、大阪府や和歌山県などの府県を越えた広域防災などの行政課題に取り組むものですが、将来には府県の垣根が解消された新しい広域行政になる可能性がございます。

私が各小学校を地域のコミュニティの中心拠点になる施設にしたい、そして各小学校区に保育所などの子育て支援の機能を維持させたいと熱望しているのは、行政の広域化がいかように進んでも、小学校区単位で高齢者の方々が生きがいを持って住民の子育てや福祉、安全などの活動に元気に参加して地域の生活基盤を共同して持続させていく必要があると考えているからであります。

岬町には、地域の方々が地域の生活を支え、高めていく社会文化が残っております。大阪府の橋下知事が6月に幹部職員とともに多奈川小学校を訪れた理由は、少子高齢化が進む中で、生徒の保護者だけでなく、地域の高齢者や学生ボランティアなどの幅広い住民の方々が校長先生と協力して多奈川地区の子どもたちの教育を高めるというテーマで、空き教室に集い、特色ある活動をしている住民の皆様の元気な姿に関心を持たれたからでございます。

各小学校区は明治の町村合併で誕生しているわけですが、地域や歴史や文化、そして何よりも地域への愛着の心で結ばれております。これは多奈川地区だけでなく、淡輪地区、深日地区、孝子地区の住民の方々も地域への愛着の心を強く持っておられます。

岬町は今、新しい総合計画の策定を行っており、「豊かな自然 心かよう温もりのまち“みさき”」を将来像とした岬町基本構想を今回お示しさせていただいております。私は、元気な岬町にまちを再生していくために、このまちで愛着を持って暮らす地域の住民の皆様の心を大切にしたい、希望に満ちた未来と郷土への愛着や誇りにつながるまちづくりを、住民の皆様のお力をおかりして温かみのある行政を進めながら築いてまいりたいと考えております。議会の皆様のなご一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

さて、今定例会にご提案をいたしております議案は、平成22年度岬町一般会計補正予算（第5次）などの補正予算が6件、事件案件といたしまして、岬町立淡輪老人福祉センターの指定管理者の指定の件や岬町基本構想策定の件など5件、条例の一部改正が2件、また最終日におきま

しては、平成22年度岬町一般会計補正予算（第6次）などの補正予算が5件、条例の一部改正が1件の以上の10議案であります。どうかよろしくご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。開会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○竹内邦博議長 以上で、町長のあいさつが終わりました。

○竹内邦博議長 日程3、「一般質問」を行います。

順位に従いまして、質問を許可します。

初めに、和田勝弘君。

○和田勝弘議員 議長の許可を得ましたので、平成22年12月議会の一般質問をさせていただきます。

岬町の過疎化対策と多奈川地区の過疎化を防ぐため、特に深日港商店街の皆さんのためにも、疲弊をしているこの状況を改善するために、深日港の再開発が不可欠であるとの思いで、6月議会に引き続きまして12月議会でも一般質問をいたします。

まず初めに、6月議会で田代町長、担当部局より深日港の再開発について強い決意をお聞かせ願いましたが、その後どのような進捗をされたのか、お伺いいたします。

○竹内邦博議長 ただいまの質問に対しまして、理事者の答弁を求めます。

企画部長、笠間光弘君。

○笠間企画部長 お答えいたします。

ことし6月の定例議会で一般質問をいただいて以来、深日港のにぎわいを取り戻し、航路が再開できないかと、淡路島にごぞいます津名港の関連でごぞいますけれども、淡路市、それから洲本港の洲本市を町長を筆頭にしまして訪問してまいりました。そして、相手方も市長、それから関係者と意見交換ということでさせていただきました。また、南海フェリーを初めとしました民間企業、団体にも航路再開への課題等をお伺いしてまいりました。

今までの協議の中、残念ながら、深日港を利用した航路の再開については多くのハードルがあるということでございまして、新たな進展はないという報告をさせていただくというちょっと残念な結果でございますけれども、そういう報告になると思います。

また、深日港を管理します大阪府への要望活動、そして、同時進行で大阪府議会の各会派のほうへも要望ということで行ってまいりました。その中で、大阪府から航路の誘致、また活性化に

ついて協力、支援をするというご回答をいただいております。今後とも大阪府の協力も得ながら、深日港からの航路再開に向けまして、また活性化に向けまして、さらにその活動を進めてまいりたいというふうに考えます。どうぞよろしく申し上げます。

○竹内邦博議長 和田勝弘君。

○和田勝弘議員 約5カ月間によく勉強され検討はしていただいていると考えますが、いま一つすっきりとしないような思いもいたします。この不況の時代にゆっくりと構えているとは言いませんが、アグレッシブに攻めていただきたいと考えます。

例えば大阪府の成長戦略（素案）が発表されていると思いますが、その中で、内外の集客力強化、国際エンターテイメント都市の創出の項目に、世界のビジネスチャンスが集まるコンベンション機能とアフターコンベンションとしてのカジノ、ショッピング、グルメ等をあわせ持つ総合型リゾートの整備など、海外観光客の玄関口、ゲートシティ、中継都市大阪に世界トップレベルのエンターテイメント都市を創出するとの項目がありますが、岬町としても指をくわえるのではなく、観光客の玄関口として深日港を利用するようなエンターテイメント特区を申請するようなことを考えてはいけないのか、お伺いいたします。

○竹内邦博議長 ただいまの質問に対しまして、理事者の答弁を求めます。

企画部長、笠間光弘君。

○笠間企画部長 再質問にお答えいたしたいと思います。

大阪府が策定いたしました成長戦略（素案）が8月末に公表されております。確かに議員からご紹介がございました世界のビジネスチャンスが集まるコンベンション機能とアフターコンベンション機能としてのカジノ、ホテル、ショッピング、グルメ等をあわせ持つ統合型リゾートの整備など、海外観光客のゲートシティでございます中継都市大阪に世界トップレベルのエンターテイメント都市を創出するという記載がございます。

大阪府の動向を注視しながら、これから関空を中心としますゲートシティ構想とも関連する中でいろいろな情報を集めまして、深日港がどのような役割を担えるかというところに特に意識してまいりたいというふうに考えております。

今後も淡路島の各市とも情報を共有、また連携しまして、粘り強く航路の再開に向けまして調整を行ってまいりたいというふうに考えております。よろしくお伺いいたします。

○竹内邦博議長 和田勝弘君。

○和田勝弘議員 私はカジノを岬町に誘致してほしいと言っているのではなく、大阪が、関西が元気になるようにするための構想が発表されている中、岬町もとの思いの中、町長にお尋ねいたしま

す。

大阪の成長戦略などにあるような構想に対し、閉鎖的、排他的な制度、慣行などにより、岬町にとってのチャンスをつぶすことなくアグレッシブに攻め、深日港の再開発はもちろん、岬町の発展のために尽くす決意をお聞かせ願います。

○竹内邦博議長 ただいまの質問に対しまして、町長、田代 堯君。

○田代町長 和田議員さんの質問にお答えさせていただきます。

先ほど担当部長のほうから、深日港のこの5カ月間の経過についてはるる説明があったと思いますけれども、まず議員のおっしゃっている大阪の成長戦略というのはこのことだろうと思うんです。これは国際へ向けての橋下知事以下関係者がまとめた戦略なんですけれども、この中に我々としては、国際エンターテイメント都市を今後新しく創造していこうということの中に関空をハブ拠点にするというところがあるわけなんです。私は過日も大阪府の要望、先ほど部長のほうから大阪府の要望の話があったんですけれども、これについては、今までは第二阪和をトップに挙げておりました。しかし、第二阪和は順調に今進んでおります。これから用地買収とか、平成27年の和歌山の国体に向けてやっていくには、まだまだいろんな難問があるかと思えますけれども、そういった意味でトップに挙げておったんですけれども、今回、深日港を5項目の中のトップに挙げております。

その中で、まず維新の会の皆さん方、幹事長の方に申し上げたのは、やはり大阪府域の中の岬町で一番端だと。すべて我々のところで大阪府から来たすべてがとまってしまうんだと。そのためには、どうしても我々のところから外へ出ていく一つの海上アクセスを何とかしたいという思いを伝えました。

その中で具体的には、かつてにぎわいのあった深日港洲本間の海上交通アクセスというものは物すごい大事なものがあったということの説明をした中で、会派維新の会の幹事長さんも非常に感銘を受けられて、よく岬町においでになると聞いております。ぜひともこれは実現したいという幹事長さんの意見もございまして、今後さらにお互いに汗をかいていこうということになっております。

さらに堺以南9市4町の会議がございまして。これは関西国際空港に伴うところのハブ空港化、伊丹廃止という論で国への要望もやっております。その中で今回、私のほうから9市4町の方に意見の場がございましたので、意見を申し上げております。何とか深日から洲本へつなぐ航路を我々は大阪府に要望を出していると、これについては協力していただきたいと。それが今後、今は観光中心とするなら、関空から陸上を通して淡路、四国へと、九州へと行かなければならない

状況をなぜ近い岬町を通して淡路、四国、そして九州、この内周りがなぜできないのかということも要望して、それをぜひ私は実現したい。もともと航路があったんですから、もう1回それを復活したいという思いを申し上げております。各9市4町の堺以南の首長さんも、これについては、それは大変いいことだと、お互い一緒に汗をかいて協力するよということになっておりますが、なかなかこの海上アクセスを一旦廃止したものをもう一回つなぐというのは非常に苦難のわざかなと、このようには思っておりますけれども、あらゆる関係者に私は陳情を重ねて、何とか岬町がこれからの海上アクセスとして観光交流、そして有事の際、そういった東南海地震が来るであろうそのときのために、我々としては何とかこの海上交通というものを実現していきたいという思いでありますので、時間はかなりかかると思いますが、行政としては、このことをトップに挙げてやっておるといこともご理解していただきたいと、このように思います。

○竹内邦博議長 和田勝弘君。

○和田勝弘議員 本当に町長の考えがわかりました。私も深日港の開発とフェリー問題は困難であると重々承知しております。そう難しい中において、町長を初め担当部長、また担当課の皆さんにより大阪府を初め、淡路島の各関係の市長と話し合いができましたことは、努力のたまものと受けとめたいと思います。

最後に、大阪の成長戦略も岬町として乗りおくれることのないように努力をしていただきたい。また、深日港開発のハードルは高いと思いますが、負けずに岬町の発展のために努力されますことを希望いたします。私の一般質問を終わります。

○竹内邦博議長 和田勝弘君の質問が終わりました。

次に、辻下文信君。

○辻下文信議員 それでは、議長の許可により、一般質問をさせていただきます。

まず初めに、健康ふれあいセンター公衆浴場の一時休止についての問題であります。

この件については、利用者側から休止反対の署名運動が起こっていると聞いておりますが、行政側からも利用者に対してアンケート調査を行っております。この調査と私が利用者から直接聞いた内容を総合すると、以下のとおりとなります。

まず一つ目、会員利用者が最も多く、一定した利用者があるということで、その利用者が全員でないにしても、路線バスの利用にもつながっているということ。

2点目には、また利用する理由としては、少人数家族の中でも、特にひとり住まいの年金生活者にとって、家庭のふろを利用することは、水道代を初め燃料代、洗剤等の経費が割高なものになっているということ。

それから3点目には、特に足腰の弱い高齢者にとっては入浴後のふろ掃除が大変なことやというふうに聞いております。

それからまた、4点目、利用者の圧倒的に多くの方々から、家庭のふろを利用したときに比べて、いつまでも温かく、湯冷めがしにくく、特に冬場に助かるという声を多く聞いております。事実、私も入浴後そのように感じました。

5点目、次が大変重要なことですが、ひとり暮らしで家庭のふろで何かあったときは大変困ります。特にトイレ、ふろというのは、冷暖房完備している家庭というのは非常に少ないと思いますので、気温が急に変わる、下がるということで、冬場なんかは特に問題が発生しやすいんですけれども、実は私の友人も、寒い時期に家のふろに入ろうとして衣服を脱いだとき心臓発作を起こして、数日間だれにも気づかれぬまま亡くなっておりました。その点、公衆浴場であれば、だれかが発見してくれ、早ければ助かるかもしれません。

それと、浴場内では湯舟につかりながらの会話、また洗い場や脱衣場、その隣のマッサージ機や電流座いすでのコミュニケーション、まさしく高齢者にとって、これが生きがいなのです。冠婚葬祭から始まって、薄れ行く隣近所の人間関係にあって、体だけでなく心までもぬくもる、ぬくもりのある場所を継続して行ってこそ、財源が有効に使われているのではないのでしょうか。

それとともに、この健康ふれあいセンターの役割というのは、福祉センターの役割も兼ねているということを考えていただきたいと思います。一つには、健康ふれあいセンター内に公衆浴場もつくるからという理由で、当時、関電前にあった福祉センターをなくしたと聞いております。

以上、利用者には、自宅にふろがあるから、ないからということとは別の事情が働いていることや健康ふれあいセンター建設当時の経緯を考えれば、議会としても、この一時休止に反対しておりますが、私個人としても断固反対したいと思います。行政としても、しっかりと受けとめていただきたいと思います。

そこで、改めてお尋ねします。今後どのように考え、していくつもりなのかということと、住民からの反対署名が提出されているのかどうか、もし提出されておれば、その内容をお示し願いたい。

○竹内邦博議長 ただいまの質問に対し、理事者の答弁を求めます。

住民福祉部長、芦田貴志雄君。

○芦田住民福祉部長 辻下議員の健康ふれあいセンターについてのご質問にお答えします。

健康ふれあいセンターにつきましては、ご存じのとおり、指定管理者制度での運営が来年3月末で満了となることから、今後の運営方針を第2次集中改革プラン素案として提起させていただ

いているところです。来年度からの活用方法につきましては、費用対効果や公が担う役割について慎重に検討した上で、最も有効活用できる選択肢として、公衆浴場の一時休止案を行財政改革委員会や行財政改革懇談会で提案させていただいた結果、賛否両論活発な議論が行われ、住民の方からは利用者側の反対意見、利用しない側の賛成意見等賛否両論あり、14年間、このピアッツァ5を運営してきました事業への関心の高さがうかがわれるところであります。

また、利用者を中心に反対の署名が行われている件につきましては、11月30日にピアッツァ5ゆう湯うゾーンの存続を求める会より、1,447名、うち町内の住民916名の町長あての署名簿の提出がありました。町からは、現時点での検討経過をお話しさせていただいたところでありです。

公衆浴場の一時休止案の提案に至った背景をまずご説明させていただきます。

健康ふれあいセンターは、平成18年度から指定管理者に運営を委託していますが、年間約6,800万円の指定管理料が町財政の負担となっていることから、岬町版事業仕分けとも言える行政評価の対象として、これまでの事業内容、利用状況、収支状況について検証を行った上で、行政評価のたたき台として上げたものであります。

公衆浴場の年間利用者は約7万8,000人、その収入は780万円であります。全体のピアッツァ5の事業収入の17%に当たり、1人当たり利用単価は約100円であります。

公衆浴場の利用者の実態を把握し、あわせて行政評価の対象となっている現状を知っていただくために、9月8日から23日までの15日間にわたり、健康ふれあいセンターのおふろで利用者アンケートを実施いたしました。アンケートの回答数は307名、うち年会員等での利用者が76%と非常に高率になっています。利用者の7割が高齢者で、ほぼ毎日利用が6割と最も多くを占めています。また、利用理由としましては、家におふろがあるが便利だからが5割を超えており、家におふろがなく利用している公衆浴場としての利用は36人、11%にとどまっております。

今後、料金を値上げした場合に利用状況がどう変わるのかを予測するための質問では、値上げをすると利用回数を減らすと回答があったのが約40%、利用しないは21%となり、合わせて6割以上の方が値上げをすると利用を抑制することが予測されました。アンケートの結果から、現在最も多い格安の年会員単価で利用されている高齢者、障がい者の年会員制度を廃止し、一般入浴料金の値上げを行い、収益を上げるため住民にご協力を求めたとしても、確実に利用控えが生じることを勘案すると、思ったほど増収は期待できないという試算結果になっております。

仮に公衆浴場を一時休止した場合には、家におふろがある方には自宅や近隣市の入浴施設をご

利用いただくということをお願いすることになります。家におふろがなく利用されていた一部の方には、別途、深日にある町営共同浴場の利用をご紹介できるように今後調整してまいりたいと考えております。

以上が、検証した主な内容であります。これにより、公衆浴場は一時休止、プールについては今後さらに検討するという案で、行財政改革上最も有効な案と考えて提案させていただいておりますことをご理解いただきたくお願い申し上げます。

なお、公衆浴場一時休止による効果額は、粗い試算で約1,900万円というふうに見込まれております。

今後のスケジュールとしましては、指定管理事業者からのプロポーザル方式による公募での事業者選定を行うこととしております。公衆浴場の一時中止案の企画と業務選択型自由提案の企画の二つの内容を織り込んで募集要項を選定委員会で審議してもらい、選定委員会で事業者の選定を行っていききたいというふうに考えております。選定委員会は外部有識者4名を含む7名で構成を予定していますが、日程的に非常に厳しい中での選定作業となるというふうに想定をしております。このため、4月当初からの実施ということは少し延びるということも考えております。指定管理者の決定には議会の議決が必要となりますので、できるだけ業者選定の日程を調整しながら、議会への上程が早くできるように鋭意努力し進めてまいりたいというふうに考えております。

○竹内邦博議長 辻下文信君。

○辻下文信議員 ただいまの説明では、財政目標達成のためにはいたし方ないというふうな答弁のように思いましたけれども、まず答弁の中で言われている町営住宅のふろを利用してくださいという話は、現実にこのピアツァ5を利用している方々というのは高齢者が多いということの中で、ピアツァ5の場合は路線バスの利用可能でございます。ところが、町営住宅の場合は路線バスは行きません。あの坂道が大変困難になっておりますという理由で、この周辺の高齢者の方々でも、近いからどうして町営住宅のおふろを利用しないのかといたら、あの坂道が大変やということで、バスを利用してでもピアツァ5の公衆浴場を利用するほうが利用しやすいというような方が結構います。それ以外にもいろんな理由があって、町営住宅に住んでおられる方々自体がピアツァ5を利用されているという点もあります。

そういったことで、たたき台どおり実施していくことが前提であるのであれば、何らその行財政改革委員会等で検討したりしていますけれども、また住民の中での代表者の中での検討もしておりますけれども、そういった必要はないということになります。やはり、住民ニーズ、利用者ニーズの高いものは考慮すべきものと思いますし、行財政改革委員会の資料の中にもうたってお

ります。新たな改革項目追加など、絶え間ない行財政改革に取り組むというふうに言っておるんですわ。こういったように、まだ検討の余地ありと思われますけれども、いかがなものでしょうか。

○竹内邦博議長 ただいまの質問に対しまして、理事者の答弁を求めます。

住民福祉部長、芦田貴志雄君。

○芦田住民福祉部長 辻下議員の再質問にお答えします。

ご存じのように、今プランとして立てております行財政改革プラン、第2次ですけれども、まだこれは案の段階でありまして、これから住民説明会あるいはパブリックコメント等を行い、年が明けてから再度それらの意見を踏まえながら、案の修正等を行い、行財政改革委員会あるいは行財政改革懇談会に諮るというふうになっておりまして、あくまでも、ピアッツァ5の一時休止案というのはその原案であります。今後の動向につきましては、それらのパブリックコメントなり住民説明会での意見というものを聞きながら、考えていくということになると思います。

先ほど若干、指定管理者の公募の中でお話をさせていただきましたけれども、おふろの一時休止案、これの効果額1,900万円というふうに申しました。住民の方の利用料を上げるということでは、この1,900万円はもちろん達成はできないということでもありますので、この指定管理者の公募の段階では、おふろの一時休止案とともに、施設内の各設備を利用したフリーの企画案というものもあわせて挙げてほしいという二つの企画案というものを公募していくというふうに考えております。

私たちとしても、もちろんこのピアッツァ5が住民の皆さんの健康、ふれあいの場であるということについては共通認識を持っております。その一つの施設について、一時的にはあれ休止するということには、大変痛い思いをしているわけでありまして、そのことについて、もしこの指定管理者に応募された業者の中でおふろもあけられるというようなそういう企画があれば、それは十分に検討すべきことであります。

ただし、現行の6,800万円、約7,000万円弱の町からの負担ということについては、一定これは抑制しなければなりませんので、そこら辺のことは、幾らでも町が補助金を出せばいいんだということにはもちろんなりません。そこら辺の補助、町として指定管理者の委託料としての必要額というものとピアッツァ5の今後の利用をどういうふうに企画するのかというものを勘案しながら、今後検討してまいりたいというふうに考えております。

○竹内邦博議長 辻下文信君。

○辻下文信議員 どうも何か平行線のような感じで、例えば先ほど言われた、任された業者が休止

しなくて済むようなやり方ができて営業するというのであればするというような意見でありますけれども、私が言いたいのは、業者任せではなしに、こちらサイド、いわゆる行政サイドからの努力、そういったものをひとつお尋ねしたいんですけど、例えば未収債権全項目をトータルすると7億9,900万円と出ております。そのうち徴収目標額が4億700万円と。こういった金額をもう少し徴収目標のレベルアップをすることによって賄うとか、その他また節約するところはないのか、いろいろさまざまな検討をしていただきたいと思うんですけども、その点いかなものですか。

○竹内邦博議長 ただいまの質問に対しまして、総括理事、白井保二君。

○白井総括理事 お答えいたします。

今回の第2次集中改革プランでは、未収債権の徴収強化を予定しておりまして、その徴収見込み額、すなわち効果額につきましては、5年間で4億700万円見込んでおるところでございます。この未収債権の残高でありますけれども、21年度決算におきまして、町税等を含めまして、普通会計分で1億9,500万円、約24%、4分の1でございます。残りが国保とか下水とかの特別会計分で6億400万円、合わせまして7億9,900万円の未収債権の残高がございます。

また、改革プランで見込んでおりますこの5年間の徴収見込み額につきましては、これを会計別に分けますと、普通会計分で1億3,800万円、約33%、3分の1でございます。残りの特会につきましては2億6,900万円でございます、合わせますと4億700万円でございます。

この未収債権の徴収見込み額につきましては、特別会計に係る分につきましては、これは普通会計の財政収支の改善には寄与いたしませんので、あくまでも特別会計の中での財政状況の改善や、また利用料、また使用料の引き下げに寄与する内容となっております、普通会計の収支改善につながるという徴収見込み額が5年間で1億3,800万円、これを平均しますと年間2,760万円でございます。こうした計画内容から、さらなる未収債権の徴収強化に取り組むこととしておりますが、おふろの一時休止に係る効果額は約1,900万円でございますので、比べていただきますと、その大きさがご判断いただけるのではないかと考えておるところでございます、この厳しい町財政を早期に改善するためには、いずれの改革についても実施しなければならないということをご賢察願いたいと考えております。

○竹内邦博議長 辻下文信君。

○辻下文信議員 おふろのいわゆる効果額1,900万円は無理やというふうな話に聞こえました

けれども、私たち考え方によっては、この7億9,900万円もあって、そのたかだか1,900万円がどないもならんかと。そればかりでしなさいと言ってるのではないですよ。それも含めてもう少し、これは一つそしたら要望ということにしておきます。検討してください。その辺とあわせて、ほかの節約、経費の節約ということも含めて、あわせて検討ということで。

それとまた、最後ですけれども、検討中にもかかわらず、利用者の中には浴場の一時休止が決定事項であると勘違いされた方もおられたようですけれども、今後、誤解を招くような張り紙やチケットの販売の仕方には、もう少し慎重かつ丁寧な説明なり対応を予算の要望、経費の要望とあわせて要望しておきます。

公衆浴場の一時休止については、以上で質問を終わりたいと思います。

続きまして、職場環境の充実化という問題についての質問をさせていただきます。

この件については、財政の効率化と同様、重要であり、行財政改革にもつながる大変大事な問題であると思って取り上げました。今に始まったことではないと思いますが、職場において、意地悪やいじめのようなことが発生していると私の耳に入っております。それは正職員だけでなく、臨時職員にまで及んでいるということです。

どういうことかという、職務を熟知している職員が新しく配属され職務に精通していない職員に対してであったり、得意分野でない職場に配属された職員に対してや、性格的におとなしい職員に対しての意地悪であったりするわけですが、聞いていることに答えようとしなかったり、よいと思ってやっていることに、嫌がらせ的にわけもなく横やりを入れてくるといったぐあいです。

当然、嫌がらせされた職員は職場はおもしろくないから、労働意欲も低下するでしょう。中にはこの影響で、1日で終わるはずの仕事が終わらないということが生じていると聞いています。極端なことを言えば、一人でできる仕事にそれ以上の人手が必要ということにもなりかねません。財政の効率化も重要ですが、意欲を持って十分な働きのできない職員を職場に抱えることは、財政の効率化という点においても大きなマイナスになっていくのではないのでしょうか。もちろん人権問題の観点からしても重要な問題です。

職場においては、さまざまな情報を共有し、連携していってこそ、職務効率、効果も上がるというものです。まちづくりには住民同士のコミュニケーションが必要なように、職場においても、職務効率を上げるためには職員間のコミュニケーションが大変重要なものとなってきます。恐らくコミュニケーションのとれている職場は、たとえ少々苦勞があっても、楽しく意欲を持って職務効率を上げていると思われれます。職場共有意識の欠落している職員や、苦手な職務のため労

働意欲がそがれている職員のいる職場には、早急に何とかしなくてはいけない問題であると思いますので、今後どのようにしていくつもりなのか、お聞かせ願いたいと思います。

○竹内邦博議長 理事者の答弁を求めます。

企画部長、笠間光弘君。

○笠間企画部長 辻下議員のご質問にお答えいたしたいと思います。

岬町におきましては、行財政に係る集中改革プランを進めてきました。その結果、正職員の数は平成17年度に202名、現在、平成22年度161名というふうになっております。しかし、必要な職場、また必要な業務には臨時職員を雇用し、そして配置することで、マンパワーを確保して行政サービスの維持に努めているところでございます。

職場によりましては、職員、嘱託職員の方、臨時職員の方などさまざまな雇用形態の職員が一緒になりまして日常業務に取り組んでいるところでございます。力を合わせて業務を遂行することで行財政改革に努めてきたところでございます。

議員ご指摘の事案につきましては、日ごろから相談を受ける役割の人事部門には声が届いていないという部分もございます。人事担当部長としまして、正職員の方、また臨時職員の方を問わないで、業務に精通した職員、熟練した職員が職場の中で後輩や新たな配属されてきた職員を指導し、助言し、フォローするというところでございまして、職員間でお互いに連携して困難な課題にも対応できるように研修等も進めているところでございます。

議員ご指摘の部分につきましては、非常に極めて残念な思いということでございます。職場におきます不適切な事案を防止できるような職場環境づくり、そして、すべての職員が労働意欲を維持できるような明るい職場環境づくりに向けまして、今後の対応について早急に検討してまいりたいというふうに考えております。よろしく願いいたします。

○竹内邦博議長 辻下文信君。

○辻下文信議員 ただいまの答弁、大変抽象的過ぎて、実際それができていないから問題が発生しているのであって、きれいごとの建前論だけでは解決につながらないと思いますよ。

例えば臨時職員も含めて、職員採用や昇格者の面接時に職場におけるコミュニケーションの大切さの意義づけですね、これを徹底したり、こういったことで悩んでいる職場の相談窓口といったものをつくることによって、問題の再発防止の抑止力にもつながると思います。もう少し具体的な答弁お願いしたいと思います。

○竹内邦博議長 理事者の答弁を求めます。

企画部長、笠間光弘君。

○笠間企画部長 議員の再質問にお答えいたしたいと思います。

職場環境など、職員からの苦情、相談につきましては、現在、労働安全衛生委員会を設けまして、健康相談も兼ねまして、職場巡回ということで毎月1回、産業医の先生を筆頭にしまして、保健師、それから人事の担当職員、職員代表職員が巡回計画を策定いたしまして、毎月行っているところでございます。

議員ご指摘の嫌がらせのような職場環境については、職員からの相談を職員、臨時職員にかかわらず、プライバシーや相談内容を配慮した中身を相談しやすい窓口の設置が必要だというふうに考えておるところでございます。職員を育成する立場の職員の資質向上も必要不可欠でございます。それが基本となるものだというふうに考えております。

具体的には、先ほどご指摘いただきましたコミュニケーション能力の向上など、これらにつきまして、今後職員研修を強化いたしまして取り組んでまいりたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたしたいと思います。

以上です。

○竹内邦博議長 辻下文信君。

○辻下文信議員 より一層の具体的な答弁をいただきまして、ありがとうございます。

それでは最後に、私は、職員はこの問題に関して、人格の伴った財源であると思っておりますので、大切に扱っていただき、職場連携や適材適所を勘案しながら、意欲を持って働ける職場環境づくりに努めていただくことを切に要望しておきます。

職場環境については、以上で終わりたいと思います。

それでは、3点目の質問事項であります図書の広域化についてという問題です。

この問題については、以前、一般質問でその必要性を説明しておりますので、今回細かい説明を省略しますが、広域化ということで、阪南市立図書館で岬町住民が自由に図書を借りられるようなシステムをつくってほしいと要望しましたが、それからかなり期間もたってきております。その後、少し進展しているようにも聞きましたが、それきり何の報告も受けておりません。こちらから聞くまで何の報告もないのはどうしてかということ、まずお聞かせ願いたい。そして、もし進展しているのであれば、どの程度進展しているのか、可能性があるのか、ないのか、その点をお聞かせ願いたいと思います。

○竹内邦博議長 ただいまの質問に対して、教育次長、古谷 清君。

○古谷教育次長 お答えいたします。

阪南市との図書館に関する行政の広域化、連携の強化につきましては、現在も話し合いの場を

持ち、断続的に鋭意協議をしているところでございます。

阪南市さんは図書行政に力を入れておられまして、市民1人当たりの図書貸出数は全国でもトップクラスであり、また、資料購入費だけでも年間に1,000万円程度を投入されておられます。一方、我が町の図書行政でございますが、議員もご承知のことと存じますが、充実しているとは言いがたい面がございます。

このような状況下で、現在のところ、岬町と阪南市と現時点では合意には至っておりませんが、広域行政を進めるという基本的な考え方に立ちまして、話し合いの場を持ってきております。町長と阪南市長さんとの意見交換、また協議もしていただいております。今後は事務的な検討を進めまして、岬町の負担を詰めていくという段階に来ていることを報告させていただきます。

もう一つのご質問がありましたけれども、これまでも機会をとらえて阪南市とは意見交換をしてまいりましたが、考え方に隔たりが大きなところも過去にはありまして、具体的な実施に至る見通しが立たないというような状況もございました。その後、市長さん、町長の交代もありまして、新たな展望を見出すということで、広域行政を進めるという基本的な考え方を再確認いたしまして、その具体化を図っているところでございます。

阪南市との連携に係る協議につきましては、今後、適宜適切な報告をしていきたいというふうにご理解を賜りたいと存じます。

○竹内邦博議長 辻下文信君。

○辻下文信議員 ありがとうございます。

どのような事情があるにせよ、その経緯を報告するのが常識ですし、職務怠慢と思われる方も仕方がないと思います。

それと、先ほど言われた利用者割合ならまだしも、人口割での負担を求められたと聞いたことがあるんですけども、これなんかも到底のみ込めるような内容ではないように私は思います。

阪南市に図書館建設当時、補助金を受けるための人口不足分を岬町から貸し出しているということは言っているのでしょうか。言っているのであれば、その反応を少し聞かせてください。

○竹内邦博議長 教育次長、古谷 清君。

○古谷教育次長 お答えいたします。

過去の経緯等を踏まえまして、そういう意見交換なり、当然そういう点はしております。阪南市さんも事情は市長以下、把握していただいていると思いますけれども、具体的に阪南市さん、先ほども申し上げたように、図書購入費だけでも年間に1,000万円、それで、図書館の運営

費だけで約1億円に上るような経費を投入されているという事務的に必要な経費等も勘案しておられますので、その辺具体的に岬町が負担していく金額もこれから出てくるのではないかなということを考えておりますので、その辺、精力的に詰めをしていきたいなというふうを考えております。

○竹内邦博議長 辻下文信君。

○辻下文信議員 ちょっと小耳に挟んだんですけれども、阪南市立図書館より貸し出しを受けるために多額の経費が必要であるなら、その分、岬町に図書を購入してほしいというふうな住民の声もあると聞いたんですけれども、それは全図書施設におさまる程度の図書冊数でいいのか、それとも、また新たに図書施設を確保しなければならないものなのか、その点も、そういう声が教育のほうに届いているなら、ちょっと聞かせていただきたいと思います。

○竹内邦博議長 教育次長、古谷 清君。

○古谷教育次長 お答えいたします。

私のほうにも声は届いております。公式にも非公式にも、公の場で言われたこともございますし、といいますのは、岬町の図書の読書活動なり、非常に熱心な方がたくさんおられます。特に子どもの読書運動等につきましては、大変なボランティア活動をしていただいているということで、私も頭の下がる方が何人もおられます。そういう方々からご意見をいただいております、今、議員ご指摘のように、阪南市との連携を進めて、その中で例えばということなんですけれども、多額の負担を毎年度していくというようなことであるなら、それを町の図書購入費に充てまして、住民の希望を踏まえた新刊書の購入でありますとか、そういうほうに進めれば住民サービスの向上もできますし、満足度も向上できるであろうということで、また町の財産としての蔵書も毎年度ふえていくじゃないかということなので、そちらのほうを選択すべきではないかということをご意見をいただいているのは事実でございます。

○竹内邦博議長 町長、田代 堯君。

○田代町長 補足的にお答えいたします。

今、教育委員会のほうで図書についていろいろ経過説明があったわけなんですけれども、今の補足的に申し上げて、一旦はっきりしておかないかなというのは、岬町独自で図書を購入してやっていくというのは最終の最後であって、現在、阪南市の市長とは、もう既に消耗品的なものをお互いに出していただいで広域的にやっぺいこうと。そのかわり、阪南市の方も淡輪の公民館の図書も借りる、また岬町はそういったところの図書を借りられるようにしようということで、先ほど議員さんからご指摘のあったサラダホールを建設するときに補助金の対象になる人口が足りな

いということで、岬町の人口を貸した。これも市長さんと十分話しております。

一旦なぜ遅れたかというのは、お互いにトップ同士がかかったという経過もあって、私が1年前に就任してからすぐに、このことについては阪南市長さんと十分話しております。最初は当時、高額な負担金ということもあったんですけども、過去の経過、そういったものを申し上げてご理解をさせていただいて、きょうも朝から市長とも詰めておるんですけども、あとは原課で消耗品的にはどのくらいやったらいいか、どのくらいのお金、いわば補助金というのかそういった負担をしたらいいのか、私はそう図書を年間何百万円も出して買うようなことは考えておりませんし、そして貸し出しにしても、今、行政改革をやっている中で、やはりできるだけ最小限にとどめたい、このような思いがありますので、その点、申し添えておきます。

以上です。

○竹内邦博議長 辻下文信君。

○辻下文信議員 町長の答弁で何か方向性が見えたような気がしますので、確かに阪南市に負担する金額で図書購入となれば、新たな場所が必要にもまたなってくるし、余計に大変なことになってくる可能性がある。負担額が少なければ、何とかそれが一番最適な方法ではないかと、解決策ではないかと思えます。そういうことで、新たな施設ということで、私、当初、その両方を検討を進めてほしいと思っていたんですけども、今の町長の説明によって方向性が見えたように思いますので、それはもう結構です。

それと、最後になりますけど、結論が出ていない問題について、こちらから聞くまで報告がないということ、ほっておかれてるのかなと思いますので、もう少しきめ細かく情報を入れていただきたいということもあわせて要望して、一般質問を終わりたいと思います。

○竹内邦博議長 辻下文信君の質問が終わりました。

お諮りします。

暫時休憩したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内邦博議長 異議なしと認めます。

暫時休憩することに決定いたしました。

暫時休憩します。午前11時10分から再開します。

(午前11時02分 休憩)

(午前11時10分 再開)

○竹内邦博議長 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、鍛冶末雄君。

○鍛冶末雄議員 議長の許可を得ましたので、一般質問させていただきます。

まず、スクールガードリーダーの継続についてであります。

熊取町で発生した吉川友梨ちゃん、当時小学4年生が行方不明になり、はや7年経過。いまだに行方不明になっております。その前後では、池田市の大阪教育大学附属小学校で乱入してきた暴漢者により、生徒と先生を含め約10名近くの死者が発生する大惨事がありました。奈良県の三郷町で小学生が死亡する事件が起こったため、私も教育委員会の要請により岬町学校安全ボランティアに平成16年9月1日から入り、現在に至っております。

岬町では、大阪府からの補助制度を利用し、学校安全警備員の配置とスクールガードリーダーを採用されましたが、校門遠隔施錠システム、カメラつきインターホンなどにより来客者が確認できることにより、2年前から学校安全警備員の配置を取りやめられましたが、スクールガードリーダーはさらに1名から2名増員され、各学校区にて見回り巡回されております。

淡輪学校区を担当されているスクールガードリーダーの見回り業務は、以下のとおり、参考までに列挙します。

1、ほとんど毎日、登下校時を中心に巡回し、見回る。2、デジカメをいつも携帯している。3、通学路などで工事している場合、工事関係者に児童の通過時間などを注意させる。例を挙げれば、望海坂入り口のガス工事とか、別所の台の第二阪和国道建設現場等です。4点目が、みさき公園東側駐車場の歩道にとめていく者に危険を生じるために周囲を見回る。5点目が、泉南市や阪南市において発生した犯罪の内容については、安全ボランティアだけではなく、望海坂や17区などで学校先に送り迎えをしている保護者に情報を流す。学校便りを配布し、安全ボランティアとの会話と情報交換をし、また学校への要望なども聞いておりますという状況ですが、最近では10日ほど前、女子児童のおしりをさわわる件が発生しております。

大阪府の補助制度も平成23年ごろまでに引き揚げるということを開き及んでおりますが、児童の安全・安心登下校を継続するために、岬町では今後とも継続をしていただきたいと思います。が、いかがですか。

○竹内邦博議長 教育次長、古谷 清君。

○古谷教育次長 お答えいたします。

スクールガードリーダーさんにつきましては、昨年度までは大阪府から委嘱されておりましたが、今年度は町が2名の方に委嘱するという形をとっております。委嘱し、謝礼をお支払いする

という形にはなっておりますが、実態的には無償ボランティアさんに近い形と認識しているところでございます。

議員のご指摘にもありましたように、ほとんど毎日のように児童の登下校時の見守り活動など、安全確保活動をしていただいております。また、総勢115名が登録していただいております安全ボランティアさんや青少年指導員さんとも連携を深めまして活動をしていただいているところでございます。

また、町独自の施策としましては、今ご説明いたしました2名のスクールガードリーダーさんに加えて、1名のスクールガードリーダーサポーターさんを雇用という形で確保させていただきまして、合わせて3名で連携と分担をしながら活動をしていただいているところでございます。

議員ご質問の大阪府の補助金につきましては、来年度以降の制度につきましては現時点では確定しておりませんので、今後を正確に見通すということは困難でございますが、来年度はともかくとしまして、24年度以降は非常に厳しい結果が出るのではないかと私も危惧しておるところでございます。

このスクールガードリーダーさん及びサポーターさんの安全確保活動は、現在、議員もご指摘がありましたように地域に定着しておりまして、重要であるというように認識しております。事業の継続に向けて努力をしまいたいというように思います。

○竹内邦博議長 鍛冶末雄君。

○鍛冶末雄議員 今ご回答いただきました。内容ありましたように、今現在のスクールガードリーダーさんは、ほとんどボランティアに近いようなガソリン代ぐらいの報酬だけでやってはりますので、安全ボランティア員100数名おられまして、その人たちの情報なんかもやっぱり必要ですし、厳しい財政状況は特に存じておりますけれども、23年以後もずっと継続していただくように要望して、この件は終わります。

続きまして、関連しまして、集団登校についてですが、現在の集団登校は各学期ごとに1日または3日連続で行われているが、高学年生の教育訓練も兼ね、毎月実施していただきたい。教育訓練もさることながら、安全ボランティアの監視道路以外の裏道を利用する学童もいるため、集団登校の順路が通学路であると自然に認識するようになる。また、現在の集団登校は保護者が付き添うため、仕事を持っている方は大変負担が多くなるため、そのことも配慮した集団登校になるよう各学校等で考えていただきたい。

以上です。

○竹内邦博議長 教育次長、古谷 清君。

○古谷教育次長 お答えいたします。

児童の集団登校につきましては、各小学校で地域の実情やこれまでの経緯を踏まえまして、非常時に備えた訓練を目的に実施してきております。

淡輪小学校では5月に3回、2学期、3学期はそれぞれ1回実施しております。過去には年数回実施したということもあったというふうに関及しておりますが、これはPTA会員が付き添う形でありました。今もそうなんですけれども、そういう形でやっておるために、保護者が仕事を休むなどの負担が大きく、現在の形になったという経緯がございます。

また、深日小学校では、子どもたちだけで毎朝集団登校しております。多奈川小学校では、各学期の始業式の日に合わせて実施しておるところでございます。

集団登校を行うことによりまして、集団で行動することの大切さが培われている面もございますし、また議員ご指摘のように、回数を増加するなど充実を図ることによりまして、児童の安全確保に加えまして、通学路に係る指導の充実でありますとか、また高学年のリーダーシップの育成、向上、また、通学を見守っていただいております安全ボランティアさんや、先ほどご質問もありましたスクールガードリーダーさんとの触れ合いの充実も期待されるころかなというふうに関及しております。集団登校をふやすことにつきましては、各小学校で実施いたしますので、十分協議しまして検討していきたいというふうに関及しております。

○竹内邦博議長 鍛冶末雄君。

○鍛冶末雄議員 今回の件は、集団登校すると父兄に大変負担がかかるということに関及しておりますので、ならないように、いろいろ学校で検討してやっていただくよう強く要望します。

以上で、ボランティアの件は終わります。

続きまして、財政に関連してですが、まず初めに、長松海岸線の自然崩壊、7月度の集中豪雨のため、崩壊に対する復旧とか、国と府への補助要請等でいろいろ頑張っていたと思いますが、現状はどうなっていますか。できれば、わかる範囲で予算の見込みとか着工時期、また費用の分担はどうか、その辺わかる範囲でご答弁をお願いします。

○竹内邦博議長 都市整備部長、松永英三君。

○松永都市整備部長 長松海岸のがけ崩れの現状と今後の展開についてお答えいたします。

大阪府で唯一の自然海岸である長松海岸を通る町道岬海岸番川線におきまして、議員お示しのとおり、ことし4月には、大阪ゴルフクラブの区域、また、みさき公園がある都市公園区域の2カ所におきまして、それぞれ土砂崩れや落石が発生いたしました。また7月には、集中豪雨により、新たに大阪ゴルフクラブの区域におきまして、1カ所、土砂崩れが発生いたしております。

これらの土砂崩れなどに関しましては、発生後、6月議会並びに9月議会の事業委員会協議会におきまして、経過並びに今後の対応方針についてご報告させていただいております。それぞれの復旧事業についてでございますが、7月に発生いたしました土砂崩れにつきましては、当日の雨量が災害の認定基準を超えておりましたので、災害復旧事業として国の承認をいただき、災害復旧工事として先月末に発注いたしましたところでございます。工事期間につきましては、23年2月28日までを予定いたしております。

なお、災害復旧事業につきましては、補助率が3分の2でございますので、予算ベースで申し上げますと、国庫補助額が890万円、町の負担が440万円ということでございます。

また、一方4月に発生いたしました土砂崩れなどにつきましては、別途、国庫補助事業の採択に向けて、5月末から国、大阪府と協議調整を重ねました結果、10月には事業計画が承認されまして、11月には交付金の決定申請を行い、12月初旬に交付金の交付決定をいただく予定となっております。

本事業につきましては、交付金制度に基づき、事業計画、事業計画期間を3年間とすることが条件となっております。今年度はのり面の地質調査等の現況調査や測量・設計業務を実施いたしまして、23年度に復旧・安全対策工事、24年度に待避所等の道路整備を実施していく予定としております。こののり面の地質等の現況調査や測量・設計業務につきましては、12月初旬の交付金の交付決定後速やかに発注できるよう準備を進めているところでございます。

また、事業費につきましては、設計業務等が未実施のため、復旧・安全対策や待避所等の整備に要する費用は過去の類似の工事費等を参考に算出しており、概算金額でございますが、22年度の委託料は1,800万円、23年度の工事費が約1億2,000万円、24年度の工事費が約3,200万円で、総事業費が約1億7,000万円と試算しているところでございます。

なお、本事業の国庫補助率は2分の1でございますが、調査設計や工事の内容によりましては補助対象とならないものもありますので、総事業費約1億7,000万円に対しまして、国庫補助金が約4,000万円、町の負担額が約1億3,000万円と試算しているところでございます。

それぞれの土砂崩れ等に関する復旧事業の現状と今後の見通しにつきましては、以上のようにご説明をさせていただきました。特にのり面の復旧事業に要する費用につきましては、土地の所有者である南海電気鉄道株式会社さんに応分の費用をご負担いただけることとなっておりますが、詳細につきましては、継続して現在協議を進めているところでございます。

以上でございます。

○竹内邦博議長 鍛冶末雄君。

○鍛冶末雄議員 今、答弁いただきました。ありがとうございます。

事業計画が3年間というようになっておりまして、それまで待っておりますと、あそこを中学校のクラブ活動並びに岬町の町民の歩くコースにもなっております、いろいろそれが阻害されておりますけれども、これは今現在はやむを得ないと思っておりますけれども、片方だけでも片側通行ですか、そういうのができるようになった時点で歩行ができるように、ぜひ検討していただきたいと考えております。

続きまして、南海電鉄との訴訟についてですが、本件については6月議会で町長より説明を受けました。要旨は、つぶれ地の評価額の見解の相違と伺っております。そのため控訴し、時期を見て、私は和解に持ち込みたいと伺った予定やったんですけれども、つぶれ地以外の土地の割合が岬町60%、南海側が50%ということの見解の相違がございますけれども、その辺について、その後の状況等、お聞かせ願います。

○竹内邦博議長 総務部長、中口守可君。

○中口総務部長 鍛冶議員の質問についてお答えいたしたいと思っております。

訴訟の進捗状況につきましては、一審判決に至るまでの経緯や論点につきましては、さきの7月臨時議会でご説明させていただいたとおりでございます。その後、控訴審の進捗状況についてご説明いたします。

本件控訴につきましては、平成22年7月6日付で大阪高等裁判所あてに控訴状を提出いたしまして、加えて、8月30日付で控訴理由書を提出いたしました。これを受けまして、南海電気鉄道株式会社は、平成22年10月4日付で控訴理由書に対する反論書が、また、平成22年10月5日付で附帯控訴状の提出がございました。この中で、南海電気鉄道株式会社は一審判決の判断の連携といたしまして、請求の拡張が行われました。この請求をもとに平成20年度分の固定資産税を試算いたしますと、一審判決時に約5,500万円だった年間の固定資産税の減額幅が拡大いたしまして、約6,600万円に増加しておりますところでございます。

第1回口頭弁論は10月22日に開催され、また、さきの7月臨時議会で議決を受け、補正予算によりまして作成いたしました近傍宅地の妥当性やつぶれ地以外の土地の割合について、本町の主張を補完、補強する資料をもとに、第2回口頭弁論は、この12月10日に開催される予定となっております。

参考までに、岬町が提出しておりますつぶれ地以外の土地の割合は、その資料では61.8%を主張しているところでございます。

なお、結審の時期につきましては、一審と比べて早いとは予想しておりますが、現時点では未定でございます。わかり次第、当然、議会に報告させていただきますので、ご理解いただきたいと思っております。控訴審での勝算ははかり知れないものがございまして、岬町の主張が認められるよう、また固定資産税の減額幅が減少できるよう、今後も鋭意努力してまいりたいというように考えています。

以上です。

○竹内邦博議長 鍛冶末雄君。

○鍛冶末雄議員 今の答弁でいきますと、約6,600万円といいますが2億数千万円という金額ですね。そういうことが考えられまして、片方では行財政改革でいかにやっていくかということで知恵を絞りながらやっているときに、長松海岸が1億3,000万円ですか、それと今の南海との訴訟が約2億円、これは最悪の場合ですけれども、そういうことを抱えながら今、頑張っておるんですけれども、この南海の件は岬町の有利な時点でできるだけ和解に持ち込んで、費用が安くなるように努力していただきたいという要望で、長松海岸と南海の訴訟は終わります。

引き続きまして、財政改革の件でございますけれども、まず初めに、第2次行財政改革につきまして、特命対策課並びに担当部署において短期間にいろいろとご検討していただきまして、効果金額だけ述べますと、普通会計で18億8,831万2,100円、特別会計で3億2,202万9,000円という金額を捻出されたことにつきましては、大変敬意をあらわすものでございます。つきまして、7点ほど理解しがたい点がありますので、順を追って質問させていただきます。

まず初めに、先ほども出ておりました未収債権の徴収の効率の向上の件ですが、行財政改革を実施するからやるのではなくて日常の業務でやるべきことで、できないということは、人員不足とかがあるのではないかとということが疑問なんですけれども、まず、この未収債権ですね、やはり売り上げを上げれば100%回収というのは難しいことはわかっておりますけれども、しかし、行財政改革で何とか効果金を出そうというときにらせるぐらいであれば、やはり常日ごろからも努力する必要があると思うんです。この行財政改革が終わったら、またもとのもくあみに戻る可能性もありますので、そういう点をお聞きしたいと思っております。

○竹内邦博議長 理事者の答弁を求めます。

総括理事、白井保二君。

○白井総括理事 お答えいたします。

町税や国民健康保険料などの賦課徴収事務につきましては、従前から各担当部署において行っ

ておりまして、未収債権につきましては、その滞納者に対しまして、督促とか催告、窓口での相談納付、分納施策などを行うことによりまして、未収債権の確保に努めてまいったところでございます。

しかし、長引く景気の低迷などによりまして、未収債権は増加傾向にあり、また、後期高齢者医療制度に見られるように制度改正が頻繁に行われまして、担当職員は、この改正内容を的確に処理するのに追われまして未収債権対策に必要な時間をとることができない状況となり、現状の徴収率を維持するのにも苦勞する状況となっているところでございます。

特に、複数の未収債権を持つ者に対しましては、担当部署の連携がとれていないことも見受けられました。また、複数の未収債権を持つ者に対しまして一括して徴収することにより、徴収率の向上と徴収事務の効率化を図ることを目的とする部署の設置が必要となってきたところでございます。

このような背景を踏まえまして、税、保険料等の現年度に係る賦課徴収につきましては、引き続き担当部署におきまして、新たに設置いたしました特命対策課におきましては、滞納情報を一元化いたしまして、各担当部署との連携によりまして、未収債権徴収強化など効率的な回収整理を行う体制を本年4月から発足いたしております。

こうした新たな体制のもとによりまして、各担当部署での現年度の徴収率の向上、また特命対策課を中心といたしまして、滞納分に係る徴収率の向上をそれぞれ図ることを目標としているところでございます。この取り組み内容を今回の改革プラン素案の改革項目に、また、平成21年度徴収実績を上回る徴収金額を効果額として計上させていただいているところでございます。

以上でございます。

○竹内邦博議長 鍛冶末雄君。

○鍛冶末雄議員 今る説明を受けましたけれども、最終的には先ほども言いましたように、100%を回収するのは難しいと思いますけれども、ただ、行財政改革でこういう問題が上がってくること自体が私はおかしいなと思うんです。なぜかというのは、もしも行財政改革をしなければ、こういう問題も上がってこないかもわからない。そういう点で、先ほどありました後期高齢者のように制度がいろいろ変わるとかいうことがあったり、大変だとは思いますが、これにつきましては長々と質問してもあれですから、今後とも行革をしなくても日常の業務で効率をアップしていくという点で、長い目でずっと継続して取り組んでもらいたいということで、この件は終わります。

2点目は、超過課税、超過税率適用の見直しについては、数値が記入されていないんですね、

行財政改革の表には、25年度からというあれは出ておりますけれども、これについてどうい
うお考えかをお聞きします。

○竹内邦博議長 総括理事、白井保二君。

○白井総括理事 お答えいたします。

現在お示しております第2次集中改革プラン素案の主な行財政改革項目におきまして、固定
資産税の超過税率の引き下げに係ります効果額は、現時点では記入いたしておりません。この改
革プラン素案での超過税率の引き下げの内容につきましては、平成25年度から0.1%の引き
下げを予定しております、それによりまして、平成25年度から27年度までの効果額につき
ましては、毎年度約8,500万円のマイナスの効果額を記入する予定でございます。

この固定資産税の超過税率の引き下げに係ります効果額の記載時期につきましては、今後予定
いたしておりますパブリックコメントを実施する時期までに現行の改革プラン素案に効果額を記
載することといたしておりますので、ご理解願いたいと思います。

○竹内邦博議長 鍛冶末雄君。

○鍛冶末雄議員 今の答弁ですけれども、まず1点は、平成25年から27年にかけていろいろ検
討した結果、実施する場合はちゃんと表にあらわすということですが、前町長のときです
ね、0.3%引き上げたのは、ということですが、これを最終的には0.3%を解消する
ためにどれぐらいの考えがあるのか。

それと、不定期の金額、先ほど言いました長松海岸で1億3,000万円ほど、それで、南海
との訴訟がもしもの場合は約2億円近くかかるとかというようなことも考えながらされると思
うんですが、最終的に0.3%解消するまではどういってお考えであるか、それをもう一度お聞
きします。

○竹内邦博議長 総括理事、白井保二君。

○白井総括理事 お答えいたします。

まず、固定資産税の超過税率につきましては、平成19年度から0.3%の税率を上積みいた
しまして課税させていただいております。そして、この引き下げにつきましては、先ほどご説明
いたしましたとおり、平成25年度から0.1%を引き下げいたしまして、0.2%にというこ
とを予定いたしておるところでございます。そうしますと、引き続き0.2%の超過税率が残る
という状況が続くわけでございますけれども、このさらなる超過税率の引き下げにつきましては、
今後の行財政改革や、また今後の財政状況の推移等を見ながら、できる限り早期の引き下げに努
めたいと考えているところでございます。それにつきましては、また試算等、また今後の進捗状況等

によりまして、またその取り組み状況等を踏まえまして、引き下げの時期等を確定することができたら、また議会に対してもご報告させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○竹内邦博議長 鍛冶末雄君。

○鍛冶末雄議員 超過税率の件は、これは今現在、抱えている問題がはっきりしていけば自然に解けていく問題かも知れませんが、できるだけ早くもとに戻してもらいたいという要望で終わります。

続きまして、3点目が普通財産の適切な管理は第1次改革から引き続いておりますけれども、どのような努力をなされて、現実どういう金額が売却されたのか、その辺をお聞きします。

○竹内邦博議長 理事者の答弁を求めます。

総括理事、白井保二君。

○白井総括理事 お答えします。

普通財産の管理につきましては、適正な管理を今回、集中改革プラン素案の改革項目の中に計上しているところでございまして、普通財産の日常の管理状況でございますけれども、まず財産につきましては、維持管理ということで除草作業などを行いまして、また遊休土地などにつきましては、有効利用を図るということで、売り払いとか、貸し付け等を行っておるところでございます。この貸し付け等、また売り払いの状況でございますけれども、決算ベースから申し上げますと、平成21年度におきましては、3件で約258万円、また、貸し付けについては14件で146万円の収入を得て実績を積んだところでございます。さかのぼりまして、20年につきましては、売り払いが12件で3,200万円、貸し付けについては9件で108万円でございます。特に売り払いの問題につきましては、長年の懸案事項でございました多奈川平野地区の住宅用地造成事業につきましては、地権者の協力によりまして地籍構成が行われ、そして順次、一般競争入札によりまして売り払いが進められていると、そういうところが大きく貢献したところでございます。

以上でございます。

○竹内邦博議長 鍛冶末雄君。

○鍛冶末雄議員 懸案の土地については今報告がございました。それ以外で、町の土地で処分するところはあるのかなのか、これにつきましては、あれば早急にまた報告していただいて、逐次持って行っていただけたらと思います。

次に、保育所及び幼稚園の運営について、平成25年度から効果額になっておりますけれども、

幼保統一については国会でもいろいろ検討されておりますけれども、この効果額の25年度に決定するとは考えられません。そういう点でいくと、平成30年ぐらいに落ちつくのではないかと思うんですけれども、そういう点で、効果額が出ている25年度のどういうところから金額を出されるのか、その辺をお聞きします。

○竹内邦博議長 総括理事、白井保二君。

○白井総括理事 お答えいたします。

現在、国におきましては、現行の認定こども園制度を見直しまして、幼稚園、保育所の制度の垣根をなくし、すべての子どもに幼児教育、また保育を提供する新たな幼保一元化制度の導入が検討されているところでございます。

また、お示ししております第2次集中改革プラン素案では、現行の認定こども園制度及び国の新たな幼保一元化方針を踏まえまして、現有の保育所及び幼稚園の一元化を検討するとともに、その施設の管理運営主体に民間活力の導入をあわせて検討することとしておるところでございます。平成25年度から見直しを行う計画となっております。

国におけます新たな幼保一元化の制度の検討につきましては、この内容につきましてさまざま意見があると、その調整に時間を要すると、そのような情報も入手しているところでございまして、こうした状況から、国の審議状況等を注意深く見守りながら、本町の行財政改革に最も有効な見直し内容を検討して改革を進めてまいりたいと考えているところでございまして、この第2次集中改革プラン素案でお示ししております効果額等につきましては、現有の幼稚園及び保育所の一元化を行いまして、そして、その新たな施設の管理運営主体として民間活力を導入した場合の効果額でございます。

以上でございます。

○竹内邦博議長 鍛冶末雄君。

○鍛冶末雄議員 ありがとうございます。

3年間で何ぼですか、幼保のほうは3億8,000万円ほどが効果額が上がっているわけですね。年にすると25年から1億数千万円ですけれども、その出どころがわからなかったもので確認したんですけれども、民間に委託するということで、現状の人件費が浮いてくると、それが大半を占めるということによろしいですね。

今の件はそれで終わりました、続きまして、共同調理場につきまして、前教育部長の当時いろいろ検討しましたが、一部指定管理者へ委託すると約300万円の効果が出るということでしたけれども、そのときには、岬町の給食は原材料は町が確認するというようなことがございまして、

ぜひやってほしいということまでは至っておりませんが、今回では相当な金額が出てきております、統一することによって。その辺の見解をお聞きます。

○竹内邦博議長 総括理事、白井保二君。

○白井総括理事 お答えいたします。

さきの第1次集中改革プランにおきまして、学校給食の管理運営方法の見直しを改革項目といたしまして、その方針の具体化につきまして、民間事業者からの提案内容を参考にしながら担当部署で検討を重ねてきたところでございます。その際、学校給食施設の管理運営に係る経費の比較を行う前提といたしまして、中学校の調理室と小学校の給食センターの調理業務をそれぞれ民間委託した場合を想定し試算したところ、民間委託に伴います効果額につきましては、約300万円程度となりました。こうした検討結果を踏まえまして、民間委託した場合と臨時職員を活用した現行の管理運営経費とに大差がないという判断から、現行の直営方式を継続して現在に至っているところでございます。

また、引き続き平成21年7月からは、岬町学校教育運営協議会を設置いたしまして、保護者や学識経験者にも参加いただき、今後の給食調理施設のあり方などについて検討を行っているところでございます。

今回の改革プラン素案では、児童・生徒数の減少や財政状況などを踏まえ、給食調理場の運営につきましては、岬中学校調理室と小学校給食センターを統合し、そして給食事業の一部であります調理業務などを民間委託することを検討し、その効果見込み額を約1,200万円と試算しているところでございます。

この効果額の試算につきましては、2カ所の給食調理施設を統合した上で、現在の給食数を基礎に、給食調理に必要な人員につきましては国の配置基準どおりに配置することといたしまして、そして民間委託方式で見込まれる管理運営経費と町決算額との差額を求めたものでございます。したがって、それぞれの民営化の検討時におけます条件設定の内容により効果額に差が生じているものと考えるところでございます。

今後につきましては、改革プラン素案に基づきました内容を基本といたしまして、PTAなどの関係者と協議を進めて、行財政改革の1項目として推進を図りたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○竹内邦博議長 鍛冶末雄君。

○鍛冶末雄議員 共同調理場の件につきましては、いろいろありますけれども、そのようにしてい

ただいて、安全で安心な給食を学童に振る舞っていただきたいという要望で終わります。

続きまして、現在、第2次の行革をやっておりますけれども、第1次でもいろいろと検討したものがあまして、その効果額はどうかであったのだろうと、それを踏まえて第2次をやっておられるのかどうか、その辺の関連性をお聞きしたいと思います。

○竹内邦博議長 総括理事、白井保二君。

○白井総括理事 お答えします。

さきの第1次集中改革プランでは、職員数の大幅な削減や職員給与のカット及び固定資産税の超過税率の適用による新たな財源の確保策の実施によりまして、数多くの改革に取り組み、平成21年度におけます改革効果額につきましては、約11億7,000万円として、さきに議会のほうでもご説明させていただいたところでございます。

今回の第2次集中改革プランにおけます行財政改革に向けた基本方針につきましては、これまでの改革方針を堅持しながら、歳入歳出すべての事業について再検討を行うことなどによりまして、それにより生まれる効果額につきましては、計画期間中5年間を累計いたしますと、約18億8,000万円を見込んでいるところでございます。

この効果額の差の要因につきましては、さきの第1次集中改革プランにおいて目標を設定いたしましたけれども、それが達成できなかった、また達成の途上であるという改革項目を今回第2次集中改革プラン素案では、その内容を確実に実施するというを予定しておるところでございまして、具体的には、先ほどご質問いただきました公共施設の見直しの欄にございます保育所、幼稚園、公民館、給食センターなどの公共施設の管理運営について再検討を行うという状況でございまして、それらの改革効果額を盛り込んでおるところでございまして、また、職員の退職手当の分割支給など新たな改革項目も加えていることから、第1次と第2次におきまして、効果額が大きく増加したと考えるところでございます。

このような改革の効果額には相違がございますけれども、前回の改革時も今回の改革時におきましても、ともに町財政が厳しい状況にあることに変化はございませんので、今回の改革プラン素案に基づきまして、さらなる改革を推進してまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○竹内邦博議長 鍛冶末雄君。

○鍛冶末雄議員 ありがとうございます。

第1次でできなかったものは第2次に入れているということですがけれども、最終の質問ですがけれども、今現在、行財政改革で効果金額18億円云々が出ております。その反面、先ほどもお聞

きましたように、長松海岸で1億3,000万円ほど、そして、南海との訴訟がもしの場合には約2億円というのがこの中に入っておりませんので、そういうことを含めてこれに取り組むのは、よほど相当腹をくくって取り組みをせんことには達成できないと思うんです。また第2次の取りこぼしを第3次というようなことが起こり得ますので。

そういう点で新たに質問したいんですけども、行財政改革を実施するために職員の意識改革とあります。町民の税金を効率利用するために、声だけの意識改革ではなく、町長室並びに各部課のところでも、目標の達成のための目標値やスローガンを掲げて取り組むべきだと思うんです。

例えば皆さんもご存じですけども、工事現場であれば、安全第一ということで安全の標語とか、そのほかもろもろ掲げておられます。そういうことを考えてやってもらいたいと思うんです。そうすれば、先ほど、名前を出して悪いんですけども、辻下文信議員の意見のありましたふれあいセンター1,900万円、こういうのがすぐに捻出できるのではないかと思います。

その反面、先ほどから言っています計上されていないものが3億3,000万円ほど入っております。そういう点で、本当に本気でこれを達成するための心意気ですね、その辺をお聞きしたいと思います。これは、できれば町長お願いします。

○竹内邦博議長 町長、田代 堯君。

○田代町長 お答えします。

改革というのは非常に難しい問題があって、第1次集中改革プランでもそれ相当の効果も出ておりますし、今後第2次集中改革プランもそれ以上に効果を出そうということで、特に議会の皆さん方には、本当にいろいろと委員会等でご議論をいただいております。

しかし、今後の見通しについては、長松については特別な自然災害、そして豪雨による災害、こういったものが重なってまいりました。それから、南海さんの訴訟の問題については、これは前任者の問題であっても私が引き継いでおりますけれども、当時、私は議会の席から、これは非常に南海さんとの友好関係を保つためには和解したらどうやという意見をたびたびさせていただいた記憶があるんですけども、今回についてもあのような結果、9対1で敗訴するというような結果が出るとは思ってもみなかったんですけども、残念ながら、結果は結果として重く受けとめております。

そういった中で、今後の訴訟の問題については総務部長のほうから答弁があったように、できるだけ精いっぱい我々としては今までの資料を提出しながら、この訴訟には何とか完全勝利とはいかないですけども、今よりも返還金が少ないように持っていくというのがあるわけなんですけれども、こういった材料があるのに改革が本当に前へ進むのかといたら、これから先もいろ

んな問題が多分出てくるであろうということも想像しております。

しかし、あくまで我々としては、改革の方向性をしっかりとやっばり腰を据えてやっていかないと、もし私がこれを住民から、今回もおふろの問題が要望として出ております。これは謙虚に受けとめたいと、このように思っていますし、議会の意見も委員会等の意見もそうであったかのように思いますし、受けとめますけれども、ではその分をもし、ふろを休止しないとなった場合、その後の内容をどうするんだという問題も出てきますので、恐らく5年間の計画は立てておるものの、やはりでこぼこが出てきて軌道修正をしながらやっていく部分もあるかと思えます。

それはもう議員ご指摘のとおり、できるだけスローガン等も庁内に掲げて、必要とあれば、いろんなものを職員の意識向上を図って、そして改革に一生懸命職員と汗をかいていく、それが住民に対する答えかなと、このように思っておりますので、これから先、改革どおりに進んで効果がそれ相当のものが出たらありがたいと、このように思っています。しかし、改革をするということは、住民の批判も受けるということもあえて承知の上でやっていくことを申し上げて、鍛冶議員さんのご意見については謙虚に受けとめてまいりたいと、このように思っております。

以上です。

○竹内邦博議長 鍛冶末雄君。

○鍛冶末雄議員 ありがとうございます。

大問題の行財政改革に取り組まなアカんと。これは行政だけに任せるのではなく、議会も同様に歩調を合わせて頑張っていくと、そして住民さんからもご理解いただくという点で、お互いにしっかりと頑張っていきたいと思えます。

なお、1点だけ、これは後日で結構ですが、まだ決定したわけではないんですけども、行財政改革の目標値、これをチェックすることですね、それをどうされるのか。やっぱり1年に1回になるのか、半年に1回になるのか、その辺は行政からの答えを待ちますけれども、そのチェックをどうされるのかだけ後日聞かせていただきたいと要望して、終わります。

○竹内邦博議長 鍛冶末雄君の質問が終わりました。

お諮りします。

暫時休憩したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内邦博議長 異議なしと認めます。

暫時休憩することに決定しました。

暫時休憩いたします。お昼からの再開は13時ジャストにお願いいたします。

(午後0時00分 休憩)

(午後1時00分 再開)

○竹内邦博議長 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、小川日出夫君。

○小川日出夫議員 議長の許可を得ましたので、通告しておりました内容で一般質問を行います。

まず最初に、とっとパーク及び道の駅について質問いたします。

岬町の人口は近年徐々に減少しており、65歳以上の人口割合も府内で2番目に高くなっています。その中でも、多奈川地区は特に高齢化が進んでいるのが実情であります。そのような中であって、私は多奈川地域の振興のためのさらなる起爆剤として、幾つかの構想を描いております。その一つが、大阪湾からとれる貴重な海産物を有効に活用し、さらに道の駅の振興に役立たせていくことが非常に大切であると考えております。

多奈川地域の振興には地域に根差した産業をいかに活用していくかが重要であります。海産物を地域資源として活用しているいい事例が近くでは田尻町、泉佐野、ここでは地元食材を生かした飲食店、海産物直売所などもあり、大いににぎわいを見せております。地場産業と一体となったすばらしい施設となっています。これらの場所は高速のランプからも近く、観光バスの立ち寄り地点となっております。岬町で難点である交通渋滞も、平成23年3月には淡輪ランプの供用が見込まれております。かなり緩和されるのではないかと期待しているところであります。

現在、とっとパーク小島は、訪れた人々に日本一商品の少ない道の駅とまで言われております。また、駐車場も狭く、道の駅として機能を果たしていないと思っております。そこで、現在の道の駅を地域資源である海産物を活用した魅力ある施設に整備すれば、多くの方々が訪れてくれるのではないかと考えております。

昨年、平成21年に鳥羽一郎さんを招いたイベントで、町長はそれ以後何回ほどとっとパークを訪れていますか。また、その現地を見てどのように感じられていますか。その辺のあたり、町長、答弁ひとつお願いします。

○竹内邦博議長 町長、田代 堯君。

○田代町長 答えいたします。

確かな記憶ではないんですが、その後五、六回は行っていると思いますけれども、特に橋下知事さんがこちらへ来ていただいて、とっとパークを見てもらったというのが大きな観光の売り物にしたかなと、このように思っております。

以上です。

○竹内邦博議長 小川日出夫君。

○小川日出夫議員 そこで、もう一つお伺いしたいんですけども、多様な地域資源に恵まれた多奈川地域の魅力ある地域づくりに向けて、この道の駅の振興について今後どのように取り組まれていくか、でっかいスケールの大きい所見をお聞かせ願いたいと思います。

○竹内邦博議長 町長、田代 堯君。

○田代町長 厳しいご質問ですね。

先ほどは皆さん、財政の状況、今度は、ある意味では地域の活性化、ありがたい質問だと思うんですけども、道の駅は議員ご承知のとおり、従来からも関空の1期工事のときから小島沖を、上空を通過するということに対して、それに対する地元対策として海釣り施設を設置せよという地元の声が多かった。そのとき一番古い当時残っているのは、恐らく今の辻下議員さんかと思います。その以前から海釣り施設の建設ということがあったんですけども、なかなか採算性がとれないということから一時頓挫して、2期工事になってから、さらに検討に検討を重ねた結果、現在は計画以上の釣り人でにぎわいがあるなというように感じております。

今おっしゃっている観光資源を生かしてということなんですけれども、道の駅については後づけになったのと違うかなという記憶があるので、初めは海釣り施設を古い土取り跡地の棧橋を利用してやっていこうと。そのとき私も記憶があるのは、もっとあれをL字型にして、もっと集客力のあるものということだったんですけども、当時の財政状況も大阪府もあったんだろうと思いますけれども、現在の一文字になっているという形になったんだと思います。

今おっしゃっている質問は、この観光資源を生かして、どのように今後とっとパーク、つまり多奈川地区の活性化を図っていくんだということでもありますけれども、財政状況が非常に厳しいということは議員ご承知のとおりだと思いますけれども、おっしゃるとおり、あそこにはもっと地元の土産を売ったらいいなとか、生きた魚をもっとおいでになる観光客の方に買っていただくような、やっぱりそういう土産物売場がちょっと希薄化しているかなという感じはします。

しかし、指定管理者でやっていただいている関係上、年々、では採算がとれているかといったら、それは非常にまた難しい問題も出てくると思いますけれども、昨年だったと思うんですけども、道の駅にああいう歌碑等を建てていただいて、一つのまた観光のイベントの一つとして設置していただいた。さらに、そこへ土産物売場を設置したり、またそういった魚の水槽等を置くことによって、さらにまた違った形のとっとパークのイメージが変わってくるかなというふうには思っております。

しかし、やはり管理者がそういう工夫をしていただいて、それに町はある程度の支援をしていくということなんですけれども、町の金を持ち出して現在やっていくということについては非常に厳しいかなと、このように思っております。といいますのは、今現在、基金がとつとパークの今の栈橋を最終的に10年後になるのか、20年後になるのかは別として、耐用年数が来た場合、舗装をやっぱりやらないかんとということで、その経費を現在積み立てをいたしております。現在1,700万円か、もっとあるかもわかりませんが、そのぐらいの基金は積み立てております。これは当然、管理者の方が努力をしていただいて町に基金を積んでいただいているわけなんですけれども、それを取り崩してやるとした場合、では将来、保守メンテをするときに基金はあるのかというと、それは一般財源から持ち出すこともできないし、やはり貴重な基金としてこれは蓄えていかなければならないと、このように思っております。

その反面、ではあのままでどうやということになるんですけれども、決して私はいいいとは思っていません。あそこに、やっぱり栈橋に休憩所の一つもあつたらいいかなと、このように思っております。指定管理者のほうから要望書も出ております。何とか休憩所を設置したいと。しかし、それについてはやっぱり財源の確保策を十分お互いに検討しましょうと。そして、その中でどのぐらいの経費がかかって、町がどれだけ補てんができるのか、また、指定管理者の方は町にどれだけ補助を出していただけるのか、その辺は今現在、現場のほうでずっとやっておりますので、そういった中で、最終的にはやっぱり集客が今あるわけですから、それをさらに発展させるには、今、先生のおっしゃるような土産物とか、いろんな生きた魚を直接買ってもらうというようなことも必要かと思っておりますけれども、それがおいおい今の状況を見ながら検討していったらいいかなと、このように思っております。

以上です。

○竹内邦博議長 小川日出夫君。

○小川日出夫議員 どうもありがとうございます。

私、そちらの現場へ行くたびにちょこちょこ聞き取りをしまして、販売スペースが少なく、魚などを買いたいお客さんがいても売る商品がないんやと、これが現状であり非常に情けない思いをしております。

また、現在、養殖のマダイだけでも、いい月では10万円ぐらい売り上げがあつたと。大型の水槽を設置すれば、ヒラメ、ハマチ、カンパチ、タコやサザエ、その他のものも売りたいと、約3倍から5倍の売り上げを見込んでいるんだと、こういう意見を聞きました。そのために水槽の年じゅう一定温度を保つための冷却装置というんですか、それが約300万円程度かかる。人件

費の節約、人数把握のために、入場券の自動券売機を設置したい。これは約100万円ぐらいかかる。

それと、現在のままでは駐車可能台数が非常に少ない。これは駐車場を立体駐車場にしたら、かなりの金額、概算でも約3,000万円程度はかかるのではなかろうかと。それともう一つは、栈橋に入るときに、釣りに来られる方はたくさん荷物を抱えている。何とか自動ドアにかえられないものか。これが約100万円ぐらいと。また、先ほど町長が言っていたように、販売スペースも狭いし、橋の上に休憩所、このような施設をつくったら、かなりの金額もかかると思います。

でも、これによって道の駅の利用者や釣り人たちの利便性が図られ、販売促進につながるかと私は思っております。確かに素人の釣り人だとしても、毎回坊主で家に帰りづらいと思うので、魚、水槽の中で泳いでいたら、10匹ほど買って家族で喜んでいただけるのではなかろうかと、楽しみがどんどん膨らんでくると私は思っております。

また、私としては、海産物だけではなく、道の駅の販売商品を充実すれば、地元でとれた野菜、魚介、干物、乾物等々のものを販売して行って、農産物の実物展示コーナー設置で見て楽しむ工夫はできないものかと。また、将来この産物をザ・多奈川ブランドとして売り出すためにも、イメージ戦略は大変重要だと思っております。このあたり、道の駅の振興策に対して、町の考えをお答え願います。

○竹内邦博議長 都市整備部長、松永英三君。

○松永都市整備部長 とつとパーク小島につきましては、今現在、年間6万人以上の来園者がございまして、集客が非常に多いということでございますが、このとつとパーク小島は、今議員お示しのように、駐車場が少ない、売り場面積がないということでございますが、これは先ほど町長もちょっとご説明申し上げましたように、海釣り公園に特化した道の駅として開園していることから、通常の道の駅とはちょっと施設内容も異なっておりまして、物品販売施設等の部分につきましては、釣り具関係の物販が大部分を占めているという状況でございまして、この辺が一般の道の駅と比較いたしまして、地元物産品や加工品の販売が充実されていないというのは、議員お示しのとおりでございます。

このことから、来園者から物販や休憩施設等に関して要望が寄せられているというのは、指定管理者からも聞き及んでいるところでございます。このような要望が寄せられていることから、集客の維持を図るためにも設備投資が必要であるということは、先ほど町長からもご説明申し上げたとおりでございます。

しかし、先ほど町長も申しましたように、今の現状、行財政改革を進めている中で、一般財源

を投入して施設の充実というのはなかなか困難であるというふうに考えておまして、この辺も設備投資を行うと、財源も含めていろいろな課題もあることから、このあたりは慎重に検討しながら、今後も道の駅の振興策に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○竹内邦博議長 小川日出夫君。

○小川日出夫議員 部長から説明のあったように、振興対策を実行するためにはどれだけの経費がかかる、すなわちどれだけのお金がかかる、そしたらどういう効果が出るか、こういう話に必ずつながってくると思います。最終的にはそれを管理していく運営主体になれば、その経費をどうやって生み出すのかということが問題点になることは、私も承知しております。だからできない、そう言ったら、全然夢のない話になってしまうように私は思っているんですね。全体をイメージして、その中でまずどれかを選択してやっていく必要が必ずあるんだと。じっととまっていたら、だんだん寂れてしまいます。工夫して進んでいくことが大事だと思っております。

海釣り公園の開設に当たり、採算が合うのか、いろいろ議論になったが、結局、地元の見解が的を得ていたと私は思っております。町長も同じ多奈川の地元である多奈川地区の振興に関して、設備投資、また基金の取り崩しになるか、そこらのあたりは少しわかりませんが、何か支援対策はありませんか。また、町長、財源の厳しい中、予算は何とかなりませんか。

○竹内邦博議長 町長、田代 堯君。

○田代町長 答えいたします。

今、担当部長のほうから地域、特に多奈川地区振興については説明のあったとおりであります。

ただ、財源については、私が担当のほうに常々言っておるのは、財源の裏づけがなければ事業をやったらあかんと。というのは、後ほど奥野先生のほうからの質問もありますけれども、やっぱり今のうちの財政状況は非常に厳しい状況の中で来ております。私が想像する以上に、今回かなり厳しい財政状況であるということを踏まえた中で、おっしゃるように地域振興、そういった今度は逆にお金が町へ入ることはやっぱり考えていかないかと。削るものは削る、入るものは入ると、これは両方で歳入の確保と歳出の削減を図っていく、これは手を緩めることなくやっていきたいと。

今回、小島の海釣りについての設備投資は、指定管理者の方と十分話をしながら、現場のほうで進めて、可能な限り財源の目安がつけば、やっぱりそういった支援はしてまいりたいと、このように思っております。

以上です。

○竹内邦博議長 小川日出夫君。

○小川日出夫議員 どうも大変貴重な意見ありがとうございます。

それでは続きまして、保育所と幼稚園の今後の運営についてですが、その件について質問させていただきます。

行財政改革の資料の中で、保育所及び幼稚園の運営について、23年度に検討、24年度に準備、25年度に実施、このようになっておりますが、このような短期間で運営方針が決定できるように私は思えません。しかし、民営化も検討項目に入っています。

多奈川保育所の休所に当たっては、当時、第1に、少子化の影響を受け、来年度の入所数がいずれのクラスも1けたになり、集団保育の条件に欠ける事態となることを打開する必要があること。第2に、保育所退職者の欠員を補充することが、まちの財政状況から極めて困難であり、保育と家庭支援という二つの任務の責任者として担当をすべて臨時の保育者に任せることは妥当でない。すなわち、保育の質と財政状況が議論となりました。その際、原課から資料として入所の見込み人数、保育士の配置、これに基づく検討案が出されましたが、その結果、私も育ててもらった多奈川保育所の休所にやむなく賛成いたしました。

ここで一つお聞きします。新規入所者の見込み人数は何人になっておりますか。

○竹内邦博議長 住民福祉部長、芦田貴志雄君。

○芦田住民福祉部長 小川議員のご質問にお答えします。

新規入所児童数の見込みはということですが、質問の趣旨を理解するに、毎年最年長児が卒園をして、前年度からの継続児のほかに新たに1歳児が入所をしまります。また、年度当初や年度途中で各学年で、特に2歳児とか3歳児で入所があります。それらを含めた総数というふうに理解をしますと、過去の多奈川保育所の実績では、1歳児とその他の学齢児の合計で、平成16年度では11名、17年度では5名、18年度では17名、19年度では5名、20年度では7名、平均して9名程度の実績がありました。

以上です。

○竹内邦博議長 小川日出夫君。

○小川日出夫議員 ありがとうございます。

それでは、平成21年度から休止した際の効果額が4,600万円と聞いていましたが、これは間違いありませんか。

○竹内邦博議長 住民福祉部長、芦田貴志雄君。

○芦田住民福祉部長 平成21年度からの休止の効果額につきましては、平成20年度に休止をす

るという際に、資料として4,600万円という効果があるというふうに見込んで提出しております。2カ年統合して実施をしてみましたが、実績額としましては、平成20年度のこのときはまだ統合はしておりません、それぞれに深日、多奈川で実施しております。深日・多奈川保育所の人件費を含む運営費の決算額と平成21年度の統合後の深日保育所での運営費の決算額を比較した場合、4,100万円程度の減額が見られ、これが実際の効果額だと認識しているところです。

○竹内邦博議長 小川日出夫君。

○小川日出夫議員 そうすると、今の答弁からしますと、実際に4,100万円の効果があったということですね。

それでは、平成23年の4月から多奈川保育所で復活するための運営費は2,000万円ぐらいと以前お聞きしましたが、変わってはいませんか。

○竹内邦博議長 住民福祉部長、芦田貴志雄君。

○芦田住民福祉部長 お答えします。

2,000万円程度の運営経費というものも、これも統合前にどのぐらいの経費が見込まれるかということで試算をしたものであります。この2,000万円の算定根拠につきましては、保育士数が不足をするということで、新規に採用するという見込みを立てて、採用後10カ年の平均の給与総額ということで見込みを出したものであります。現在、平成23年度からの実施につきましては、現時点で保育士を雇用せずに現行の全体の保育士の体制の中で多奈川保育所への配置も見込んで、臨時保育士等でカバーしながらということですので、現行での保育所の人件費との差額は約1,400万円程度で済むだろうというふうに見込みを立てております。

以上です。

○竹内邦博議長 小川日出夫君。

○小川日出夫議員 今の答弁で理解しますと、保育所を休止したことによって4,100万円の効果が出た。再開したら、2,000万円程度でできる。この効果額と復活運営費の約2,100万円の差。このちょっと差を説明お願いしたいんですけど。

○竹内邦博議長 住民福祉部長、芦田貴志雄君。

○芦田住民福祉部長 休止の時点と復活時の運営経費の中で、まず人件費の単価が大きく異なります。平成20年度時点で算定をした場合は、退職する保育士さんの給与実額というものがわかっておりました。今後、来年度に向けて復活を考えているわけですが、その復活時点で新規に必要な職員の給与といいますのは、現在、新規で雇用する保育士というものは考えておりませ

ん。現行の保育士の体制の中で、それに臨時保育士を加えて運営をしていこうというふうを考えておりますので、その人件費の単価の差というふうにご理解いただければいいと思います。

以上です。

○竹内邦博議長 小川日出夫君。

○小川日出夫議員 そしたら、今までの保育士さんの平均給与と、以前の正職員は何人で運営していたのですか。

○竹内邦博議長 住民福祉部長、芦田貴志雄君。

○芦田住民福祉部長 平成21年度分の全保育士の平均給与は、これは支給額だけではなくて町の負担額も全部ひっくるめてですけれども、平均790万円程度というふうに出ております。

それから、統合前の多奈川保育所の配置ですけれども、正職の保育士は6名と正職の看護師が1名という計7名という体制でありました。ほかに臨時職員の総園長あるいは用務員という者も別途にありますけれども、正職の職員としては7人ということでもあります。

○竹内邦博議長 小川日出夫君。

○小川日出夫議員 わかりました。

ということは、人件費を抑えるために臨時職員がふえ、正職員が減ると理解してよろしいんですね。もう結構です。

それでは次に、保育の質についてお願いいたします。

多奈川保育所の休所に当たっては、財政問題だけではなく、保育の質が議論されました。当時、保育指針の中で、保育の質、養護と教育の充実と保護者の子育てへの支援、保育者、保育士自身の専門性の自己評価というのが特徴になっています。今後の保育所のあり方と子育て支援の広がりを考えれば、最低限、各年齢の主任保育士1名は正職保育士を配置するという中で、この保育所に課せられた課題、保育内容、その一層の充実と、子育てや育児全般への支援という子育てと親育ちとの両方の支援をしていく課題を保育所全体として共有できる体制づくりをすることだというふうを考えておりますと当時答えておられます。来年の復活に当たり、この保育指針は守られているのか、答弁お願いいたします。

○竹内邦博議長 住民福祉部長、芦田貴志雄君。

○芦田住民福祉部長 お答えします。

各クラスに正職の担任の保育士ということで我々も主張してまいりましたけれども、多奈川保育所を新たに復活するに当たりましては、ご存じのとおり、全クラスが1けた、特に少ないクラスでは2名とか5名程度になります。ここに正職の保育士を配置するというのは、それはもちろん

んベストですけれども、現在、多奈川保育所で復活するについては、これらについて1人ずつの正職配置ではなくて、いわゆる複式学級、ある一定の年齢をまとめて一つの部屋で見るというそのクラスの主担として正職を配置するという方向で考えております。

小川議員がおっしゃられていることは十分担当としても理解しているつもりですけれども、現状の財政再建ということの中で、いかにこの多奈川保育所を復活させていくのかということを検討した結果、こういうような体制でいくということになりましたことをご理解いただきたいと思っております。

○竹内邦博議長 小川日出夫君。

○小川日出夫議員 臨時職員がそしたら多くなると、保育所としての組織的な対応や意思の疎通に問題が発生し、臨時保育士をフォローする正職の保育士に負担がかかるということで、他の保育への影響も出てくるのではないかと私は懸念しております。

保育の質を考えた場合、臨時職員による保育は、何割ぐらいまでは問題ないとお考えですか。

○竹内邦博議長 住民福祉部長、芦田貴志雄君。

○芦田住民福祉部長 お答えします。

各クラスと申しますか、そのクラスをどこまで統合できるかということは、各クラス、その年度の児童数によると思います。申しおくれましたけれども、仮に複式学級をとったとしても、その一つの部屋に正職の保育士は配置しますけれども、各学年の保育士はもちろん臨時職員で配置をするというふうに考えているところであります。ですから、小川議員が何%とか何割とかいうふうなご質問ですけれども、そういうような決まりきった形式ではなくて、現実の児童数によって、ことしはどのようなふうに配置をしていくのかというふうに考えていくということになると思います。

以上です。

○竹内邦博議長 小川日出夫君。

○小川日出夫議員 何割と言ったら、ちょっとその回答には酷であったかなと私も思いますけれども、町長、今、部長が答弁されたことは、それは町の考えでしょうか。それとも、そういうのが世間一般に通じる答えなのか。有識者や大阪府もどのような見解なのか、ちょっと疑問があります。そういった議論がなされた上での答えか、それとも町長の個人的な意見なのか、ちょっとひとつお願いいたします。

○竹内邦博議長 町長、田代 堯君。

○田代町長 保育の内容については、今、担当部長の説明どおりであります。

ただ、私の私見なのか、それとも、そういう保育児を持っておられる保護者の意見、または岬町の住民の意見なのかどうかということなのですが、もちろん私の考え方もあります。これはもう一番大事なところなんですけれども、ただ今回の私が復活に当たって決断を下したのは、前回、特に小川議員のほうから2回の質問をいただいております。

1回目は21年の12月議会だったと思うんですが、そのときに小川先生の質問は、多くの人は早期復活を行うと思っておると。非常に私もいろいろチラシを見たりして、それが今にもやれんのは残念やと、住民はがっかりしてるの違うかというご質問もあったかのように私は記憶しています。

そして、22年6月厚生委員会だったんですが、そこもまた同じく、保護者の要望で早くやってほしいと、これは小川先生の質問、早く復活をしてほしいという要望が強いと、多奈川保育所へ早いこと復活して、それで22年度に耐震化を終えて、そして23年度夏に空き教室と一緒にやったらどうやというお話もありました。そのときに一番いいのはそうやれたら一番よかったんですけれども、残念ながら、この多奈川小学校の耐震化について同時並行できないということから、24年に多奈川小学校移転はおくらせざるを得なくなったと。23年は、とりあえず今、休所している多奈川保育所を復活させる。

これについては、一番大事なのは保護者の意見を私は聞かせてもらった。保護者の意見のアンケートによると、52%の数字だったと思うんですが、復活をしてほしいと。それで、早くしてほしいというのは70%上がっていたと。小川先生のおっしゃったとおりだと思います。ですから、そういった意味で無駄にはなりませんけれども、学校の教材、保育所のそういった食材、教材というのは、そのまま多奈川保育所で使えますから、一部分的には無駄なところも出てくるかもわかりませんが、ほとんど無駄は生じないという判断に立っております。そういった中で、今回あえて決断をさせてもらったのは、そういったアンケートの調査でさせていただいた。

一つはご理解をしていただきたいのは、先ほどからとってパークの話も出ております。私も、この岬町に愛着を、また多奈川地域にも愛着を持っておる一人であります。それで、私がここへ住みついたときから考えますと、非常に人口も減少し、高齢化も高い位置で、先ほど小川先生のほうから第2位ということだったんですが、最近になって第2位であって、ずっと第1位を占めてきたというのが大阪府下で一番高い岬町の高齢者率だったんですよ。それが2番目ということで、私もちょっとやれやれと思っておるんですけれども、しかし、さらに3番、4番とやっばり高齢化率を上げていくには、若い世代の若者、そして子どもさんを育てるそういった若い世代の世帯、そういった方を定住させていくということが私の目的であります。

もちろん保育行政というのは、お父さん、お母さんが働きながら子どもを保育所に預けて子どもを育てていくという、未来の岬町を担う、また日本を担っていく大事な宝を育てるということが、これはもう一つの保育行政の趣旨でありますし、そしてきょう冒頭にもお話をさせていただきましたとおり、地域の格差、つまり均衡を図っていくためには、やはりそういった中で保育行政、学区におけるところの地域保育というのをやっていかないと、これからお年寄りとかそういった地域の方々のお力をかりてやっていくというのが一番いいのであって、本来は、やっぱり厚労省の求める職員の配置数、そして児童1人当たりの面積、それがちゃんとできたらいいんですけども、なかなかそれは今のうちの財政状況ではとてもとてもできないし、効果額の話も出ておりますけれども、効果額と出ていく金では、出ていく金のほうが大きいですよ。それはもう間違いありません。先生のご指摘どおりです。

しかし、ここで大事なのは、この地域の子どもたちをどうやって生み育てて、そして、この岬町の少子高齢化、また人口の減少に歯どめをかけるかということが私は一番大事だと思っております。このことをひとつご理解をさせていただいて、効果額も大事です、そのために行革もやっています。しかし、片方では金が要るやないかというご指摘もあります。しかし、必要なものには金をかけていく。そして、無駄なところは削減していく。この基本をしっかりと私は、先ほど、どなたかの質問にもあった足腰を据えて、腰を据えて、ぶれない町政を担っていきたいと、このように思っておりますので、その点は、いかに保育行政の必要性、地域における格差、そういったものをなくすためには、もちろん深日の小学校の空き教室もございます。そういったことも今後、次の課題として考えていきたいし、今あいた保育所をどうするのか。次から来る耐震の問題も必ず出てまいります。そういうことも含めて、あらゆる角度で私は判断をさせていただきましたので、ご理解を賜りたいと思います。

以上です。

○竹内邦博議長 小川日出夫君。

○小川日出夫議員 どうも町長ありがとうございます。町長が大変な思いで決断したことは、ひしひしと伝わってまいりました。

私は、この保育所再開に向けて、決して反対している意見ではございません。ただ、保育の質と、また財政状況を改善するために行財政改革を取り組んでおります。その中で、幼保一元化、この言葉もたくさん出てきます。その幼保一元化になった場合、当然、休所、休園、また廃所、廃園がなされるわけでありまして。ここに民間の委託指標の検討も加わっておりますが、これらを含めて、いかなる算定によって効果額が出されたのか、私としては十分説明がなされていないも

のと私は思っております。

このような重要事項の決定については、有識者を含め、検討会を立ち上げ、十分準備がなされてからでなければならないと、そう思っております。ただ、先ほども言いましたが、この決断について何ら否定するものではございません。

それでは次に、平成24年度の多奈川小学校移転計画で、23年度の改修工事費は幾らぐらいかかるか、概算で結構ですので、お答え願います。

○竹内邦博議長 住民福祉部長、芦田貴志雄君。

○芦田住民福祉部長 お答えします。

改修工事費につきましては、現在、保育所としてお借りする部屋数、給食調理室の問題等、施設内容についてまだ調整をしているところであり、その内容によって金額が決まりますので、きょうの時点ではお示しはできません。大まかな数字を示せと言われれば、100万円か1,000万円か億かという話になると、1,000万円台だということは、ほぼ確実だろうというふうに思います。

以上です。

○竹内邦博議長 小川日出夫君。

○小川日出夫議員 今の概算で結構なんですけれども、かなりの概算だと、その概算の金額が出たら、次は、その金額が第2次集中プランに入っていないじゃないかと、こう質問しようと思ったんですけれども、何か先にそう言われてしまったら、もうこの質問できなくなってしまいました。

とにかくその概算も出していただいて、来年度の費用はどこで前倒しをして、そのお金を使っていって、その前倒しをしたら何の部分を後回しにするのか、こういう問題になってくると思うんですよね。

保育所及び幼稚園の運営については、平成25年の効果額1億2,700万円、保育所の配置である幼稚園との一元化がなされての効果額だと思いますけれども、町長の言われる各小学校区別の配置はどのように考えているのか。また、どの部分をどこで民営化される予定をしているのか。このような重要な方向性をどこで議論していくのか。行財政改革の中では、1億2,700万円の効果額という話は聞いておりますけれども、私としては、その内訳は余り聞いた記憶がございません。その辺のあたり、お願いできますでしょうか。

○竹内邦博議長 町長、田代 堯君。

○田代町長 お答えいたします。

今、担当部長のほうから概略が1,000万円単位の話が出て、小川先生には失礼な答弁にな

ったかなと思うんですが、そうでなくて、まだ現在、話はしていますけれども、そういったいろんな中の打ち合わせも全然できておりません。今まで耐震化をやっておりましたので、これからその設計書に基づいて、例えば自園方式でいいのか、絶対やらなければいけないのか、今までどおり緑から運んでいる給食をそのままがいいのかということで、数字が大きく変わってきます。そして、子どもの部屋を例えば多奈川小学校の空き教室を四つとる、五つとることによっても大きく変わってくる。そういった中で、もちろん空調とかいろんな問題も出てきますけれども、そういった全然内容の詰めがまだできておりません。それができた時点で必ずお示しをさせていただきます。

では、財源、例えば行政改革をやっているけれども、その数字が多奈川小学校の工事は入っていないやないかという、そのとおりでと私は思います。そういった意味では概算は出ておりません。

ただ、投資的経費が2億5,000万円という数字がちゃんと出ております。その中で優先順位をつけてやっていくということになれば、その中の範囲内で十分対応ができると、このように思っております。

○竹内邦博議長 小川日出夫君。

○小川日出夫議員 これまでの答弁を聞いていましたら、すなわち、まず十分まだ議論されずに復活の方向性が決められた、このように思っております。一つの案ではございますが、この保育所再開に向かって議論する上に、旧多奈川保育所を使用せずに、1年おくれるが、多奈川小学校へ耐震が済んだ後、改築が済んだ後、1年おくれて統合するというのも一つの選択肢かと、そのように私は思っています。

私は先ほども申し上げましたが、町長が掲げる多奈川保育所復活に対して決して反対しているものではないです。ただ、復活に至る経過がまことに不明快であることを指摘しております。休所を決めてから、多奈川地区の入所予定者が急にふえたわけでもなく、第2次集中改革プランを実施しなければならないほど財政が圧迫しております。このプランの中で、今後5年間の保育所と幼稚園の運営の見直しにより、平成25年から毎年1億2,700万円の効果が計上されているが、今回、一般質問をすることによって、改革の内容が我々議員に余り見えていない、伝わっていない。もっと情報を開示するようにお願いしておきます。

特に多奈川保育所の復活については、財政に与える影響や保育の質について十分議論されているようには思えません。町長は、公約であるごみの有料化も廃止、多奈川保育所の復活、超過課税の見直し、どれも住民に喜ぶことばかりです。しかし、それぐらいの財政に余裕があるなら、

集中プラン算定するのがもっと違う議論でやってもいいのかなと、私はそう思っています。

多奈川保育所の復活については、もっともっと議会で議論をしていただき、判断できる材料を早急に出していただくように要望いたします。そして、多奈川保育所の健全な運営をお願いして、次に移ります。

続きまして、行財政改革の質問に入りますが、予定していた分については、さきに質問され答弁がございましたので、重複する部分については割愛させていただきます。

行財政改革プランについて委員会で意見を述べてきましたが、効果額についてはかなり細かく試算されていますが、費用については大変大まかな回答となっております。私は、このような重要な案件は、効果額とそれにかかわる費用を一つの表にするのがわかりやすいと、また判断しやすいと委員会の中でも主張してきました。

先ほど鍛冶先生への答弁で、25年度から超過課税の減額をプランでは見込んでいないと、そう言っていました。超過課税に係る費用の8,600万円も多奈川保育所に係る費用も見込んでいない。これは非常に大きな額だと思うんですね。この見込んでいない見解、このあたり、どのようなプランで策定したのか、見解をお聞かせ願います。

○竹内邦博議長 総括理事、白井保二君。

○白井総括理事 ご質問に対しましてお答えさせていただきます。

まず、今回お示ししております第2次集中改革プランの素案の中におきまして、まず固定資産税の超過税率の問題につきまして、これは今、計画では平成25年から0.1%を引き下げるという内容でございます。そして、その効果額につきましては、今後の財政収支見通しの中におきましても、そのマイナスの効果額を計上した上で収支見通しを立てておりまして、今の予定では、今後計画期間中につきましては、基金の取り崩しに依存することなく財政運営はできるのではないかとこの形の見込みを立てているところでございます。

ただ、その中でも平成27年度におきましては、若干の赤字も財源不足も出るのではないかとこのことも計画の中に入っておりますけれども、それにつきましては、さらなる改革等によりまして、その赤字解消に努めてまいりたいという形でご説明申し上げます。

投資的経費の問題につきましては、今、町長が申し上げましたとおり、あくまでも過去の平均をとりまして投資的経費に充当する一般財源として2億5,000万円を計上させていただいておりまして、ご質問のありました多奈川保育所の移転に係る工事費と、そしてまた、さきにご質問がありました番川線の改修工事に係る一般財源の問題につきましても、それらにつきましては、特定財源を求めながら、最終的には2億5,000万円の範囲内で実施する。その実施の方法等

につきましては、今後策定いたします総合計画に係ります実施計画によりまして、優先順位をつけて進めてまいりたいということでございますので、そういうことで、今の計画の中でいきますと、2億5,000万円の範囲内で投資的経費等を実施することによりまして、今後の財政運営についてはほぼ見通しが立ったと、そのような状況になるのではないかと素案の中では計画しているところでございます。

以上でございます。

○竹内邦博議長 小川日出夫君。

○小川日出夫議員 部長、私が悪いのか、ちょっと資料を見せていただいても大変わかりづらいんですね。プランの策定をちょっと勇み足で急ぎ過ぎているのではないかと、そう私も感じておるところでございます。じっくり検討し、さらなる議論をお願いいたします。

次に、南海電鉄との控訴の件について鍛冶議員が質問されていましたが、この返還に必要な経費については5,500万円が6,600万円になったとのことですが、この費用を見込んでいないのはちょっと甘いのではないかと。敗訴の場合、町に与える財源の影響額3年分は幾らになりますか、ご回答をお願いします。

○竹内邦博議長 総括理事、白井保二君。

○白井総括理事 お答えいたします。

今ご質問いただきました南海電鉄との訴訟に伴います万が一、本町が敗訴した場合、本町が南海電鉄に対しまして返還を予定する額、これにつきましては、完全に負けますと、先ほど言いました5,500万円、これは今後、南海との追加の申し立てがございまして額がふえたわけでございますけれども、これにかかります所要額は、現在の集中改革プラン素案の中では計上いたしておりません。これはあくまでも町の姿勢といたしましては、この訴訟については町が勝訴するものというもとに進めておりますので、この結果については今後の裁判所の判断をもった上で、最終的にその結果を踏まえた上で適切に対応したいと考えているところでございます。

それから、金額でございますけれども、先ほど言いましたように5,500万円、今20年度からございまして、今は22年度、3カ年分でございますので、1億6,500万円、これは今回若干南海のほうからも補足の請求がございまして、あと3,000万円ぐらい追加されるのではないかと、そういう見込みでございます。

以上でございます。

○竹内邦博議長 小川日出夫君。

○小川日出夫議員 白井部長、先ほど鍛冶先生が尋ねられたときに5,500万円が6,600万

円になる、単純計算しますと、3年トータルになったら1億9,800万円になると思うんですけども、ただ、今、1億6,500万円と答弁なされましたが、これは間違いではないでしょうか。

○竹内邦博議長 総括理事、白井保二君。

○白井総括理事 お答えいたします。

私が今5,500万円と申しまして3年分で1億6,500万円、これは第一審の判決をもとにして計算した額でございまして、今回、控訴審におきましては、南海のほう追加の申し立てを行っておりますので、その額を加えますと、3,000数百万円が新たに追加されるということがご答弁申し上げた内容でございます。

以上でございます。

○竹内邦博議長 小川日出夫君。

○小川日出夫議員 金額には多少のばらつきが出る。控訴が済んだときにはっきりした金額が出ると、そういう解釈でよろしいわけですね。

この案件は一審で町が敗訴しているわけで、当時、町長は議員当時もけさの答弁でもそうすけれども、和解に持ち込みたいと、そのような言いぶりでしたが、結審までに和解に持ち込めないものでしょうか。

仮に敗訴して一般財源から支出するとなると、普通建設事業の一般財源の1年分の方の金額がなくなることとなります。プラン策定時にこれを全額見込みとは申しませんが、和解見込み額などを計上すべきではないかと私は考えております。

ここでも私の見解ですが、プランには、都合のいい効果額が細かく示され、支出のほう、すなわちこんな大きな費用は、余り見込まれていないように思い受けます。裁判結果で大きくプランが変わることは事実ですが、このような形で超過課税見直しは本当に可能ですか。

○竹内邦博議長 総括理事、白井保二君。

○白井総括理事 お答えします。

今回の集中改革プラン素案の中におけます固定資産税の超過税率の引き下げ、25年から0.1%を見込んだ上での財政収支見込みを立ててございます。当然それに沿った形で進めてまいりたいと考えておるわけなんですけど、まずその収支見込みの前提となりますのは、あくまでも平成21年度の決算額を基準として推計したものに対して、当然財源不足が生じますので、その財源不足額を生じるものを今後の改革によりまして生み出すと、それらを差し引きして、そしてその上に固定資産税の超過税率の引き下げによるマイナスの効果額を加味した上での、すなわち今

後の収支見通しについては、収支が均衡するであろうというそういう内容の計画でございますので、その計画に沿った形で進めてまいりたいと考えておるところでございます。

○竹内邦博議長 小川日出夫君。

○小川日出夫議員 時間も参りましたので、最後に、私も他の議員も、また住民も納得するようなさらなる行政改革を目指して、さらなる改革によって町が豊かになりますようにご要望いたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○竹内邦博議長 小川日出夫君の質問が終わりました。

次に、奥野 学君。

○奥野 学議員 議長より発言の許可をいただきましたので、12月定例会における一般質問をさせていただきます。

今回は2点に絞って質問させていただきます。一問一答方式と考えましたが、一括で質問したほうが時間の短縮になるという思いであります。そして、さきに質問された議員と質問内容が重なる点がありますが、ご了承願います。

まず1点目は、来年、平成23年度からの第4次岬町総合計画の中、将来テーマとして「豊かな自然 心かよう温もりのまち“みさき”」の実現に向けて、今定例会の議案として上程されていますように、岬町基本構想策定の件があります。その総合計画に沿って、実施に向けての当然予算の確保が必要不可欠であります。前石田町長時代のときも行財政改革特別委員会があるごとに、緊迫する財政状況の中、行財政改革が非常にスローペースで、心配して機会あるごとに質問をしてまいりました。

そこで、昨年10月に田代新町長が就任され、はや1年余りが過ぎました。機構改革で、ことし4月より特命対策課を新設され、タウンミーティングも実施され、住民の方々、町職員とも対話され、岬町再生のために連日奮闘していただいていることに敬意を表する次第であります。

そこで、田代町長にお聞きいたします。いろいろな難問が山積する中で、1年が過ぎ、正直な今のご感想をお聞きしたいと思います。

次に、私は、今回の岬町行財政集中改革計画（第2次集中改革プラン）はネーミングでは改革プランとなっていますが、ただの歳出削減プランにすぎないと考えます。そこで、改めて田代町長の選挙公約の次の2点について特に見直す余地はないのか、お聞きしたいと思います。

いろいろな事務事業を洗い直しをされ、事務の再点検をされ、補助金、運営費をカットするよりも、私が以前からお願いしていますように、住民の方々や利用者に対して多くのしわ寄せがなく、人件費を含め、5,000万円から6,000万円ぐらいの十分削減が実行できるものであ

ります。

まず1点目は、先ほど小川議員からも多奈川保育所の復活についてご質問がありました。私も来年度に多奈川保育所の再開についてであります。

選挙公約といえども、いましばらく多奈川地区の保護者の方々にはご不便をおかけしますが、財政が好転するまで待っていただくことが得策だと考えます。それより、少数で保育するより集団で保育するほうが子どもたちにとってメリットが大であると考えます。また、保護者の方からも、コミュニケーションがふえ、楽しくなったともお聞きしております。

そして、2点目は、以前から審議を重ねてまいりました家庭系ごみの有料化であります。

泉州地域の近隣の自治体はもちろんのこと、私たち有志議員たち6名で、9月末に特に企業誘致とごみ減量化について視察に行つてまいりました。視察先のどこのまちに行つても、財政は大変なところばかりであります。その中でも、何とか企業を呼び込み財政を好転させるべく必死で取り組まれていました。

そして、家庭系ごみは、住民みずからごみを出さない、ふやさないといった運動を行い、ごみに対する意識の深さがうかがえました。そして、当然ごみ袋も何種類にも分け、また、出したごみ袋にそれぞれの個人の名前を記入して出す町もありました。事前に町の財政状況を十分説明し、住民からも何の抵抗もなく導入できたとのことでありました。

以上のことから、平成23年度で多奈川保育所を再開し、24年度で多奈川小学校内へ移転する予定とお聞きしておりますが、このような財政状況下で強行されるのは、余りにも無理があると言わざるを得ません。家庭系ごみの有料化の条例は既に可決成立されていることは、十分ご承知のことです。それに伴う予算をつけ、速やかに実施日時を設定しなければならないと考えます。改めて、この2点について見直すお考えはないのか、田代町長の見解をお聞きいたします。よろしくお願いいたします。

そして、2点目の第二阪和国道の延伸についてであります。

まず1点目は、淡輪ランプ供用に向けてであります。

現在、国土交通省において、平成23年3月の供用に向けて最終工事がどんどんと進められ、いよいよ悲願であった第二阪和国道が岬町淡輪地区まで延伸されることに大変喜びを感じます。

そこで担当課にお聞きしますが、現国道26号線は供用後どのような管理となるのでしょうか。そして、新しい第二阪和国道は、26号線のバイパスとしての位置づけでよいのでしょうか。

2点目は、来年3月供用後の淡輪ランプ付近では、朝夕のラッシュ時には渋滞がかなり長くなり、淡輪町内の町道畑山線に迂回する車両が多くなると予測します。朝は淡輪保育所、淡輪幼稚

園、淡輪小学校の登校時間と重なり、危険が高くなると思われます。そのための対策をどのように考えているのか、ご見解をお聞きいたします。

3点目は、現国道が工事用ランプの往来でかなりでこぼことなっていますが、供用後、速やかに国土交通省において補修をしていただけるのか、お聞きいたします。

次に、深日ランプから上孝子地区についてであります。

現在、上孝子にあります逢帰ダムから深日地区の貯水タンクまで送水管が埋設されていますが、予定ルートにかかり支障となることはないのでしょうか。

以上の4点をご答弁お願いいたします。よろしく申し上げます。

○竹内邦博議長 町長、田代 堯君。

○田代町長 奥野議員にお答えいたします。

1点目は、就任後の1年を過ぎた今日、町長はどのように考えているかということなんですけれども、全く私が想像した以上に起債が大きかったということです。それと、滞納が私は大体五、六億円というふうに思っておりました。残念ながら、現在、数字が出ているのは8億円強でございます。この滞納整理をやっていくために、特命対策課、私は設置したのではありません。私が設置したのは企業誘致と、そして行財政改革、つまり岬町の財政を建て直すんだと、そして、温かみのある町政をやるんだというのが私の公約であります。そこへたまたま前任者からの引き継ぎもあって、滞納整理の問題があって、そこへ収納対策課というのを付け加えて特命対策課、その中に三つの部門を置いた。その中で出てきた数字が恐らく8億円強という数字が出てきた。もちろん固定資産税とか、いろいろ全体的なものですが、これを整理していくというときには、私もちょっと嘖然とした数字でありました。

企業誘致については、私は民間出身でありますから、一生懸命汗をかいて営業をやっていけば、必ず土取り跡地にはそれなりの企業が、条件は悪いけれども、悪いながらのやっぱり企業誘致を図っていこうという努力をして、現在は、予定候補はありますけれども、まだはっきり決め手となる契約等は交わしておりませんが、そういった中で少し気の緩みはできたかなという感じがしております。

行政改革については、もちろん議会の皆さん方に本当に厳しいご意見等もいただいて、やはり今、先生のおっしゃるように、住民のしわ寄せなくして改革はやれないのかということもあろうかと思っておりますけれども、私は、改革は初めから、就任したときから考えております。そして、それだけの私は改革というものはごっついしんどいという思いもあって、4年間しっかりこれをしていこうと、改革には必ず批判はつきものだということも重々承知しております。もう既に今、

議員ご承知のとおり、ふろを休止するという方向で行革で協議をやっておるだけで1,400名余りの署名が出てきております。これは重く受けとめております。

しかし、改革というのは、そういったものがつきまってくるのは、これはもう当然だと私は思っております。では何をやらなければいカンのか、私はこの1年間考えたときに、自分の立場よりも住民を守ることが一番大事だと、私はこう考えて、特命対策課を設置してよかったなど、このように思っております。

先生のほうでは、行革についてはただの歳出削減ではないかという今、厳しいおしかりを受けたんですが、そうではなくて、改革は、私は常にやっていくものだとこのように思っておりますし、それを先ほどの議員さんからもご指摘がありましたけれども、改革は余りこういった滞納の整理に改革をやるのではないと、こういうご指摘がありました。そのとおりであります。しかし、たまたまこれをやらなければ滞納整理ができないということがあったもので、そこへ踏み込んだ収納対策課を設けたわけなんですけれども、そういった中でこの1年を振り返って、まず1点目は、私が想像以上の滞納者、町税の滞納、または保育料の問題、国保の問題、そういったもろもろのやっぱり整理をしなければいけない、水道の未収の問題とか、そういったものがあったというのを痛切に感じております。

それと意外であったのは、南海電鉄との訴訟であります。

私は、このことについては議会でも何度か南海さんとの長きにわたるやっぱりいろんな友好関係、そういった共存共栄という立場から見て、話し合いをしたらどうだと。先ほど小川先生のほうからも、その話が出ておりました。私は、そのことも議会としては訴えてまいりました。

しかし、今、立場を変えて、町のトップとしての考えについては、裁判が9対1で負けたということになったのは本当に残念でならないんです。しかし、議会の皆さん方にこの内容を説明した中で議決を賜って、控訴したというのは、ただ、この問題が私は100%勝てるとは絶対思っておりません。ただ一部でも、1%でも2%でも、これを少しでも住民の損失を不利益を少しでも少なくするというのが私の与えられた使命だということから、私は今回、議会の皆さん方の議決を賜ったわけなんですけれども、できるだけあらゆる資料を出して今、訴訟に向かって頑張っております。

しかし、相手のあることですし、国の裁判でありますから、どんな結果が出るかわかりませんが、今までの南海さんと議論をしてきた。例えば、みさき公園の都市公園を外すときのいきさつ、そういったいろんな議事録も提供して裁判に挑んでおるということをご理解をさせていただきたいと思います。この結果が町の損失になるか、また少しでもプラスになるかは、今後の判

決を待たざるを得ないと、このように思っております。

それで、和解という話なのですが、私は和解は見たところで和解はするものだと思っております。お互いに南海さんとの中で、今まで協調路線を来たから、お互いに手を握りましょうと、この辺でどうですかという話は、私は住民に見えてこない、私はそれは間違った判断だと思っております。私が言っている和解というのは弁護士にも伝えております。裁判官のほうから、あえて和解の話が出たときには、いつでもそれについては応じますという答えを出しております。ですから、あとは裁判官のほうで和解勧告が出た場合は、南海さんと円満の解決をしたいというのが私の今考えている状況でございますので、和解についてはそのようにご理解をしていただきたいというふうに思います。

それから、保育所の問題なんですけれども、今、バックして後ろを振り向いてみるのもいいじゃないかという本当に温かいご意見だと思います。小川先生もそうだったと思います。私は、これを財政改革がちゃんと財政が建て直しができるまでとなりますと、平成27年度まではやれないわけなんですよね。それまで果たして多奈川地域、深日地域はこのままでいいのかということを考えますと、私はいつときも一年も待てない状況にあるのではないかなど。地域の格差、地域の環境、そういったものを今整備をしないといけない状況に来ている。もちろん次代を担う子どもさんを育てるためには、地域のお年寄りの高齢化率はこれだけ高い、特に多奈川地区については高齢化人口は非常に高いです。そんな中で考えますと、今、地域安全ボランティアセンターというものを設置していただいて、子どもの見守りまで一生懸命やっていたら、こういった方々に今後一緒になって子育てをやっていただくということが私は非常に大事だと、このように思っておりますので、そういった意味では、住民のご意見、つまりアンケートの結果を踏まえて私は判断をいたしました。決して何も無策で考えずして、ただ公約だから、いたずらにこれを決断したのではありません。このことはご理解をしていただきたいと思っております。

それから、ごみの有料化の問題ですけれども、これはいろいろ議会の皆さん方のご議論はあろうと思っております。

私は、このごみの有料化については1,000万円相当の効果額が有料化することによって出ておりました。2,000万円でしたかね、あのとき。それで、ごみをペットボトルの回収に1,000万円かかることで、効果額は1,000万円、記憶がちょっと数字が間違ったら訂正をしていただきたいんですが、恐らく1,000万円ぐらいの効果額は出るだろうということで、有料化ということの議会の判断をなされた。これも苦渋の選択だったかなど、このように思っております。

しかし、私は今回ごみの無料化ということを訴えておりますのは、十分ごみの今の量、今現在減って、焼却場でごみを焼いているのは、1日でも休まなければ、ごみが足りない状況に来ておるとのことだけではご理解をしていただきたい。つまり、ごみの減量化はもう既に岬町は終わっておると、このように言っても私は過言ではないと思っております。

そして、いろんな委託料とかそんな経費を切ることによって1,000万円の効果額が出ているということは、行革の中で数字がきちっと出ております。ですから私は、ごみの無料化については、今現在のままでいいのではないかと、あえて住民に負担を求めるのはいかがなものかなど、このように思っております。そういった意味で、ごみの問題についても今後さらに議会の皆さん方のご理解を得て、できたら無料化で推進をしてみたいと、このように思っております。

それから、最後になりましたけれども、私が強行にこの保育所の問題を進めなくてもいいのではないかと最後のくだりにありましたけれども、そうではなくて、私は保育所の問題については、今の岬町の少子化を考えると、また地域の格差を考えますと、一日でも早く推進しなければならないという観点から決断をしたということについて、ご理解をしていただきたい。

この1年を振り返って、まだまだ残された任期について、私は精いっぱい議会の皆様方と汗をかいて岬町の財政を建て直して、そして住民の方が安心できる温かみのある町政の推進に努力をしたいと、このように思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上です。

○竹内邦博議長 都市整備部長、松永英三君。

○松永都市整備部長 第二阪和国道の延伸関連のご質問についてお答えいたします。

昭和63年度に第二阪和国道は阪南市自然田から淡輪ランプまで事業化されまして、22年を迎えました。阪南市箱ノ浦ランプから岬町淡輪ランプにつきましては、議員もご案内のとおり、現在、国土交通省近畿地方整備局浪速国道事務所におきまして、平成23年3月の供用に向け、鋭意工事が進められているところでございます。

淡輪ランプ供用後の国道26号の管理につきましては、現時点では供用後も引き続き国土交通省が管理を行うと聞いておりまして、現国道26号のバイパスとして位置づけされるものと思われれます。

淡輪ランプ供用後におけるみさき公園以北の渋滞予測につきましては、現国道26号から大阪を向いて第二阪和国道淡輪ランプへ入る場合、信号をそのまま真っすぐ進みますと、第二阪和国道へ直進して入っていくという状況になりまして、大阪向き、旧国道へ行く場合は左折という状況になります。これは今までもご説明させていただいたところでございますが、こういう形で進入

する、今、箱ノ浦ランプでは右折で第二阪和へ入るものですから、その右折の待避車線が混雑して交通渋滞が起こっているという状況でございますが、今度の淡輪ランプにつきましては、真っすぐ行くと第二阪和へ入っていくという交差点形状になっております。そういうことでございますので、第二阪和国道への進入に伴う渋滞はないものではないかと。みさき公園よりも以南というんですか、その辺の未供用区間につきましては、現在よりも依然交通渋滞は続くものと予想しております。

岬町内の抜本的な渋滞の解消を図るためには、第二阪和国道の和歌山市までの早期全線供用が不可欠であると考えております。私どもといたしましても、議会、それから町長等と一緒にあって、皆様方のお力をおかりしながら、和歌山市までの全線供用に向け、今後も引き続き関係機関に対し要望活動を行ってまいりたいと考えております。

また、現国道26号の補修対応等維持管理につきましては、国土交通省が所管しており、第二阪和国道に関連する工事用車両やその他の影響にかかわらず、道路の傷みにより車両の安全な通行に支障を来すと判断されれば補修することとなります。また、本町で国道26号の路面の傷み等について補修すべき箇所を発見した場合は、国土交通省の泉大津出張所に補修等の依頼を行ってまいっているところでございまして、今後もそのような取り扱いになるというふうに考えております。

次に、第二阪和国道予定地内での既設給水管、淡輪ランプから和歌山の間の既設水道管の移設についてお答えいたします。

第二阪和国道建設予定ルートでの既設水道管を含む支障物件については、今後、浪速国道工事事務所において調査を行うこととなります。現在、浪速国道事務所から示されている計画ルートを見ますと、逢帰ダムから深日配水池への送水管を含む既設水道管が支障になるということが予想されております。

支障となった場合の支障物件の移設につきましては、基本的には占有者である水道事業者が行うこととなりますが、移設に係る工事費用につきましては、水道管が古くなり価値が下がった減耗分を差し引き、第二阪和国道の事業者であります国土交通省の負担となります。詳細につきましては、浪速国道事務所の調査等が完了した後、詳細協議を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○竹内邦博議長 奥野 学君。

○奥野 学議員 先ほどの田代町長のご答弁からは、選挙公約ではなくて、総合的に考えてということでしたので、見直す余地はないというふうですので、大変残念でなりません。

3年前に夕張市が破綻してから、ことしの4月現在、全国で泉佐野市を含む21市町村が破綻の一步手前の早期健全化団体に転落している事実を田代町長はご存じでしょうか。午前中の鍛冶議員の質問の南海電鉄との訴訟の件で質問がありましたが、その結果次第では、約2億円もの高額な返還金が必要となってきます。私の予想では、特命対策課で作成した第2次行財政改革集中プランを100%達成したところで、それ以上の歳出があり、平成25年か26年ごろには赤字額6億円を超え、国の管理下となる早期健全化団体に転落し、岬町も同じ事態になると危惧します。

そういうことになったら、だれが責任をとれるのでしょうか。議会も同様、責任を逃れることはできません。今後12月18日から22日の4日間、各地区での住民説明会では、住民の方々に財政非常事態宣言を出して住民の皆様方のご理解をいただき、行財政集中改革計画を推進することが得策と考えますが、田代町長の見解をお聞きいたします。

そして、2点目の質問の淡輪ランプ供用後、淡輪ランプ付近は余り渋滞にならないとのことですので安心をいたしました。みさき公園より深日ロータリーまで依然として渋滞が続くとのことでしたので、この際に少しでも信号の流れをよくできるよう関係機関に要望いたします。

そして、送水管について、私のほうで水道課に確認したところ、約1,400メートルぐらい工事予定地にかかりそうです。今後、送水管の移設町負担金を少しでも抑えられるよう関係機関と交渉をお願いし、この件については今後の要望といたします。

では、ご答弁お願いいたします。

○竹内邦博議長 町長、田代 堯君。

○田代町長 お答えいたします。

まず1点目は、全国1,750市町村区の中で借金のランキングということをおっしゃっているんだと思いますけれども、泉佐野市が21位とおっしゃったと思うんですけども、実は、エコノミストというのがここにあるわけなんです。これからはいきますと、まことに本会議場では答弁しがたいところなんですけれども、全国で岬町が抱えている町財政危機の中の借金ですね、このランキング、ワーストランキングが出ておるんですが、全国で岬町は74番目でございます。21.3%、これだけ出ております。つまり、大阪府下で、この中にはありませんけれども、恐らくトップではないかなと、このように残念ながら思っております。先ほどの1点目のお答えですけれども。

それから、非常事態宣言をこの際打つべきではないか、第2の夕張のようになってはいかんやないかということだろうと思いますし、泉佐野市が非常事態宣言を打たれて、現在解除されたか

どうかわかりませんが、私は前石田町長さんのときに財政が大変だろうと、直ちにやっばり非常事態宣言を打ったらどうやという私は質問もさせていただいております。全く今、奥野先生のおっしゃるとおりでございます。

私は、ですから今回、行財政改革プラン（第2次集中改革プラン素案）を今回各戸配布させていただいております。そして、12月18、19、20、22日の4日間かけて、淡輪、深日、多奈川、孝子、こういったところで、厳しい集中プランの説明をいたします。非常事態宣言に値するぐらいの説明になるかと思えます。あえて今、非常事態宣言を打つには、時期がもう少し私は早いと。というのは、この中身を十分理解をしてもらってこそ非常事態宣言を打ってもいいと、このように思っております。必要であれば、住民の皆さんがそれだったら、もう議会の皆さんも非常事態宣言を打たないかんの違うかということであれば、私は皆さん方の意向に従いますけれども、まず打つ前に第2次集中改革プランを住民の皆さん方にお示しをし、理解を求めて、その上で、私はもう非常事態宣言に値しますよと、岬町の財政は非常に大変ですよと、住民の皆さんも汗をかいてくださいと、力をかしてくださいということをお願いするつもりでございますので、非常事態宣言についてはその後でもいいのではないかなと、このように思っております。

それから、南海の訴訟については特命対策のほうの中身については十分承知していますので、その辺で質問していただいたらいいかなと思います。

そういった中で、今回については非常事態宣言については、まず住民のタウンミーティング、これをやった後に、また十分検討させていただくということにさせていただきたいと思えます。

以上です。

○竹内邦博議長 奥野 学君。

○奥野 学議員 ありがとうございます。

先ほど田代町長から宣言を出すのはまだ少し早いということですが、今回12月末で住民説明会もされ、どれだけ住民さんが本当に出席していただけるかということも心配がありますが、実際どれだけ本当に住民の皆さんが財政の中を知っていただけるかというのが大変疑問が残るわけでございます。

そして、今後の行財政改革の進捗状況を今後とも私も注視させていただきたいというふうに思えます。今回の行財政改革計画での各項目の洗い直しの中、私は大変目につくことが3点ございます。都市計画税の導入の検討、そして退職手当の3分割、そして臨時職員の見直しなど、いろいろとございます。中身はもう余り申し上げませんが、いろいろとこの改革プランの中で再度、田代町長に、今後これから来年度予算を考えていくわけでございますので、その来年度予

算の予算配分方針並びに今後の岬町再生に向けた新たな決意をお伺いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○竹内邦博議長 町長、田代 堯君。

○田代町長 3点おっしゃったと思うんですけども、都市計画税の導入の検討、さらには退職手当の3分割の問題、臨時職員の見直しの問題、この3点だったかのように思うんですけども、都市計画税の導入については、以前から前々の中出さんのときからだったと思うんですが、記憶しているのは、新税を導入したらどうやという議会の意見等々もあったかのように記憶しておりますけれども、岬町は公共下水を推進しておりますけれども、残念ながら、まだ未整備のところがたくさんあります。そういった中で、普及率は数字の上ではちょっと定かでないんですが、かなり進んでおりますけれども、まだまだ孝子、多奈川の港、両畑、そういったところについては、まだ完全に下水道事業が進んでおらないということになると、都市計画、また新たな考え方はあるかと思いますが、今の私の考えの中では、新しい税の都市計画税というのは少し無理があるかなと、このように思っております。

退職手当の3分割については、これはあくまで同意制ですから、本人さんが退職するんだと、おれは3回に割られたら困るよと言われたら、これはできないわけなんですけれども、やはり年度年度の予算化をする中で、3分割することによって大量に退職される方が6名、7名のときに限って、やはり、いわばこれ以上退職債の導入はできないということになると、3分割にするのもやむを得ない。できるだけお願いをして3分割の方式でやっていきたいというふうな考えでおります。

臨時職員の見直しについては、確かに職員数も今、数字の上では161という数字でございますが、この140名ということで計画のほうは、行革のほうでは数字で出ておりますけれども、今後そういった意味で臨職を対応していかなければならない状況がこれから来ると思います。3年の嘱託期間でやるとか、単年度でやるとか、または時間的にやる、臨時を雇うとか、そういうことが今後さらに出てくる。それは、やはり財政負担を抑えるために、そういう人件費の負担を抑えるためにそういったものは出てきます。先ほど保育所という高度な施設、そういった事業については、できるだけそれは正職員で対応するのがいいんですけども、そういうところでさえ臨職で対応していかなければならない計画をしております。

その中で、平成23年度の予算編成はどう考えているのかというご質問ですけども、それについては現在、総合計画、基本構想を議決を賜った後に現在、実施計画を作成中であります。でき上がりましたら、これが23年度の事業予算に反映するものと思っておりますので、いましば

らく待っていただきたいと、このように思っています。

以上です。

○竹内邦博議長 奥野 学君の質問が終わりました。

お諮りします。

暫時休憩したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内邦博議長 異議なしと認めます。

暫時休憩することに決定しました。

暫時休憩します。次の再開は午後2時45分からです。

(午後2時32分 休憩)

(午後2時45分 再開)

○竹内邦博議長 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、川端啓子君。

○川端啓子議員 ただいま議長のお許しを得ましたので、私の一般質問をさせていただきます。通告に従ってさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

最初に環境についてですが、地球温暖化を防止し、豊かな自然を子孫に継承するためにも、資源循環型社会づくり等の環境施策を推進することは非常に大事なことであります。その環境施策推進のための経費に充てるため環境基金を設置し、住民の環境問題に関する知識の普及や環境保全活動を推進するためにさまざまな事業を展開している自治体がふえてきております。

環境施策を推進するために寄附をしたいという篤志家もたくさんいらっしゃると思います。当町も環境基金を設置することにより、環境保全へさらなる意識啓発ができると思いますが、環境基金の設置について当町の見解をお尋ねいたします。

次に、太陽光発電設備設置の助成についてですが、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出をできるだけ抑える低炭素社会への転換が急がれる状況下にあつて、太陽光発電は化石燃料によらない新エネルギーとして注目されている分野であります。

二酸化炭素などの温室効果ガスを産み出す要因としては、石炭や石油、天然ガスなどの化石燃料の燃焼が挙げられ、その根本的な解決のためには、化石燃料によらない新エネルギーを確保することが求められております。その新エネルギーの中でも太陽光発電については、天然資源に乏しい日本にあつて広く普及が可能なエネルギーとして注目を集め、導入量は年々着実にふえてい

る現状です。

これに伴い、国の補助制度に加え、各自治体においても太陽光発電の普及を促進させるために独自の補助が行われている現状です。近隣自治体では熊取町が補助制度を実施しております。当町でも環境施策の一環として太陽光発電設備設置の助成を実施し、低炭素社会づくりに貢献するまちづくりを推進すべきと思いますが、当町の見解をお尋ねいたします。答弁をお願いします。

○竹内邦博議長 答弁を求めます。

住民福祉部長、芦田貴志雄君。

○芦田住民福祉部長 川端議員の環境基金の設置についてご答弁申し上げます。

この環境基金の府下での実例として、池田市がございます。池田市では、平成18年から開始した家庭ごみの指定袋制度の手数料の一部や寄附金などを資源循環型社会づくり等の環境施策推進のための経費に充てるために環境基金を設置しているというふうに聞いております。また、平成20年4月には池田市みんなでつくるまちの寄付条例を制定し、環境基金のみではなくて、まちづくり推進基金等を初めとする基金をそれぞれ設置し、まちづくり施策に活用しているところでもあります。

ちなみにこの池田市の寄附金条例では、まちづくりに賛同する個人、法人、その他の団体から寄附金を募り、当該寄附金を財源として、地域社会の活力の増進、自然環境及び生活環境の保全、改善並びに教育、文化、福祉等の向上に資する事業実施に充当していると聞いております。この条例による事業は全部で14事業に及び、うち環境の保全及び改善に関する事業も明記されているところです。

また、このほかにも環境保全に特化した基金としては、大阪府を初めとして各都道府県にも設置されている模様でございます。本町におきましては、3Rを基本とする資源循環型社会の構築を目指し、ペットボトルや空き缶、空き瓶、プラスチックごみの分別収集を初め、資源リサイクルやごみ減量化に取り組んでいるところです。各地域や住民一人一人がリサイクルやごみ問題などに関心を持ち、環境問題に取り組むことは非常に有意義なことであります。

施策展開に必要な財源については、現在一般財源を充当しているところですが、町政運営のため新たな財源確保が求められている状況においては、川端議員のご指摘は非常に重要な観点であると認識しております。導入に向けては、今後他の先進自治体等の状況を調査研究し、検討をしてみたいと考えております。

次に、太陽光発電設備設置の助成についてお答えします。

太陽光発電は、太陽電池と呼ばれる装置を用いて太陽の光エネルギーを直接電気に変換する発

電方式です。太陽光発電は、現在、石油や石炭などのエネルギー資源のほとんどを諸外国からの輸入に頼っている日本では、年々深刻化する化石燃料などのエネルギー資源問題の有力な解決策の一つであると考えます。

また、発電の際には二酸化炭素を排出しないクリーンな地球に優しい発電方式で、日本は世界でもトップクラスの太陽光発電技術を有し、その導入量の増加が期待され、最近では一般住宅においても太陽光パネルの設置が増加しています。

平成21年1月から太陽光発電導入量の飛躍的な増大を図るため、国が一般住宅への太陽光発電システム設置を支援する補助制度が復活し、平成32年をめどに約530万世帯設置の目標を立て、また、経済産業省が太陽光発電の新たな買い取り制度を平成21年11月からスタートさせています。一般住宅における太陽光発電設備設置に係る費用に対しては、発電量1キロワット当たり7万円を国が補助しております。一般住宅では約4キロワット未満を発電する設備が標準的となっています。この国の補助に上乘せする形で補助制度を実施している団体は、府下ではご指摘の熊取町を初め、16団体となっております。居住用の住宅に発電システムを設置した場合に1キロワット当たり2万5,000円から7万円、上限4キロワットまでを補助しているところ です。

本町におきましても、地球温暖化防止対策の一助として、温室効果ガス排出削減に太陽光発電システム設置は効果的であることは認識しております。しかし、昨今の岬町を取り巻く社会経済情勢下において、単独事業の取り組みは非常に厳しい状況であります。しかし、今後とも近隣市町を初め、府下団体の状況を注視していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○竹内邦博議長 川端啓子君。

○川端啓子議員 ありがとうございます。

先ほど環境基金で池田市のことを説明されていましたが、池田市では、この環境基金活用事業の中に太陽光発電設備導入補助金も入っていますので、岬町でもこうした基金を設置したときには、またここから事業費として、こういうことの補助の制度もしていけるから、なかなか厳しい財政の中、一般財源からするというのは厳しいけれども、またこの環境基金の設置とセットでもって考えていくということも大事なかなと思いますので、これについては要望ということにしておきますので、よろしくをお願いします。

次に、保育所の耐震についてですが、学校の耐震は進んでいるのに保育所はどうなっているの、安心していいのとの問い合わせがよくあります。現実には、学校の耐震は国の補助制度もあり、

着々と進んでおりますが、保育所は手つかずになっていると思います。もしものことを想定したときには、背筋が凍る思いがします。幼い命を守るため、安全面には細心の注意を払わなければいけないと思いますが、保育所の耐震対策についてはどのような計画を立てておられるのでしょうか、お尋ねします。

○竹内邦博議長 住民福祉部長、芦田貴志雄君。

○芦田住民福祉部長 川端議員の保育所の耐震対策についてお答えいたします。

各保育所の建設年度につきましては、淡輪保育所が昭和56年、深日保育所が昭和53年、多奈川保育所は昭和44年、旧緑ヶ丘保育所、現在の子育て支援センター及びこぐま園は、昭和47年に建設されて現在に至っています。本町といたしましては、保育所を利用している子どもの安全・安心を確保する観点から、保育所の建物の耐震化を図ることは重要であると認識しているところです。

そのような中で、各保育所の耐震対策につきましては、各施設の耐震診断を計画的に実施し、その結果、対策が必要な施設については順次耐震化工事を行いたいと考えていますが、費用面で高額になる場合も予想されますので、今後、年次計画を立て、総合計画、第2次集中改革プランに沿った財政運営計画のつとめた形で計画を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○竹内邦博議長 川端啓子君。

○川端啓子議員 今、診断をまず実施するという事なんですけれども、これについては、例えば来年度の当初予算の中で診断を実施する費用についてのせる計画があるのかということをお尋ねしたいと思います。

○竹内邦博議長 住民福祉部長、芦田貴志雄君。

○芦田住民福祉部長 お答えします。

来年度予算につきましては、担当課の概算要求としては上げておるのが実情であります。今、財政のほうで査定中ですので、このことが来年度予算に反映されるかどうかというのは、また別の問題だというふうに考えております。

以上です。

○竹内邦博議長 川端啓子君。

○川端啓子議員 町長にお尋ねしたいんですけれども、今、この保育所の耐震のまず診断を実施しなければいけません。その概算要求で要求しているというふうに担当課から言われましたけれども、町長としてはどのようにお考えでしょうか。

○竹内邦博議長 町長、田代 堯君。

○田代町長 保育所の耐震については、今、担当の部長のほうから答弁のあったとおりであります。ただ、担当のほうでは概算要求を財政のほうへ上げているということなので、今、23年度の総合計画に基づいた実施計画策定中でありますので、それが23年度の予算に反映されるかどうかというのは、まだ私もちょっとチェックをしていませんので、おおむね23年度に向けて、チェックのときには、こういった学校、保育所とか幼稚園等については、やっぱりおっしゃるとおり少しでも早い時期に耐震化を進める必要があるなということは認識しておりますので、できるだけ財源の裏づけを見てきっちりとしてまいりたいと思います。

○竹内邦博議長 川端啓子君。

○川端啓子議員 診断した結果、安全面では問題ないとなったとき、これは診断してみないとわからないので何とも言えないですけども、安全面では大丈夫やとなったときには、本当に保護者の皆さんが安心して通わせられますし、だからまずその辺を明確にしなければいけないし、もし万が一、これについて耐震工事をしなければいけないというときには、きちっと年度ごとにこういう計画ですと、危ないところからこうしていくというところをやっぱり示してあげなければ、まして小さい子どもさんですので、本当に大変だと思うんです。何かあったときに取り返しがつかないので、本当に財政厳しい中でも、先ほどのいろんな行革での質問の中でも、町長は大事なところにはお金を使っていかなければいけないというふうに言われていましたので、とにかくまずは来年、この診断を必ずしていただけますようにということをお願いしておきます。

次に、教育のほうですけども、最初に読書運動の推進について質問させていただきます。

読書は子どもの感性や想像力を養い、子どもの人生に豊かさを増し、ひいては生きる力をつける。ときに良書との出会いが子どもの人生を左右することもあるといった、読書は子どもをはぐくむ環境にとって必要不可欠なものであります。

しかし、残念なことに読書に余り興味を示さなかったり、持続できなかつたりする子どもも多いようです。各地においては、興味を持つことにつながる環境づくりや読み聞かせの工夫をするために、さまざまな努力がなされております。

先日、新聞でこんな記事を見ました。本好きがふえてほしい、読書は大切なまちづくり。そのことを踏まえて、町立図書館に子ども司書を設置したそうです。町内の小学校に通う4年生以上の希望者から成る受講生が子ども司書講座の必要課程を終え、第1期生14人の子ども司書が誕生し、図書検索や貸し出し、返却のほか読み聞かせなど、本と人を結ぶ役割を果たしているそうです。これは愛知県のあるまちを紹介した記事でした。

当町でもさまざまな取り組みをなされていると聞いておりますが、子ども司書の設置についてはどう考えられるのでしょうか。

また、当町は小学校に専任司書が配置されておりましたが、私は以前から機会あるごとに専任司書の配置を要望してきております。そのたびに答弁では、司書教諭の基準は満たしているとの答弁をいただいておりますが、やはり専任司書を配置することは非常に大事なことだと思います。この専任司書を配置することで、子どもの読書運動にきめ細かく、また手厚く対応ができると思いますが、その点についてどう考えるのか、お尋ねしたいと思います。

○竹内邦博議長 答弁をお願いします。

教育次長、古谷 清君。

○古谷教育次長 川端議員さんの読書運動の推進に係るご質問にお答えをしていきたいと思っております。

小・中学生を司書として育成しまして、読書のおもしろさを学校や地域に広めるリーダー役となってもらい子ども司書という取り組みが各地の図書館や地方自治体に広がってきております。これは先生ご指摘のように、本の分類方法や検索の仕方を学びまして、窓口での貸し出しや返却の実習を行う、そういう子ども図書講座等を開催しまして、その課程を終えた子どもたちが子ども司書として認定されまして、地域の図書館や学校で活躍するというものでございます。子どもたちが書籍に関して幅広く学びまして、その知識や本の魅力を子どもたちの間に伝えていくというねらいでございます。

岬町におきましては、小・中学生を司書として育成する試みはまだございませんが、各学校には委員会活動の一つとしまして、図書委員会というものがございます。主に高学年が図書委員として日常的に活動を行っています。

例えば深日小学校では、図書委員が図書の貸し出しや低学年への絵本の読み聞かせとか、紙芝居も行ったりしております。また、図書担当の先生の指導のもとで、選書、本を選ぶことでございますが、それと新着図書の紹介なども行ってございます。このような取り組みを続けておりまして、学校図書館に来る子どもがふえるようにはなっております。

しかし、一方で年々、高学年の中には全く本を借りないという子どもも一部増加しておるということも聞き及ぶところでございます。インターネットが普及してきたという昨今の影響もあるかなというふうには思っておりますけれども、どう働きかけていくのかというのが課題となっております。

議員のご提言の子ども司書という取り組みは、多くの子どもたちがもっと本好きになる取り組みの一つというふうにご考えておりますので、学校などと協議しながら検討してまいりたいと思

ます。

それと、司書へのご質問もいただきました。

中学校には専任の司書が配置されておりますが、小学校には専任の司書は配置されていないというのが現状でございます。ご指摘のとおりでございます。

学校の司書は本の管理をし、学校図書館の運営を担当し、子どもたちに本のおもしろさを伝える大切な役割を果たします。また、授業の内容と関連しました本を子どもたちに紹介したり、調べ学習に使う本を用意したり、担任の先生たちと連携して学習活動に興味を持たせる手助けをする役目がございます。司書の配置につきましては、専任の司書の配置につきまして努力をしていきたいというふうに考えております。

○竹内邦博議長 川端啓子君。

○川端啓子議員 ありがとうございます。

子ども司書の設置については、やはり学校のほうのご意見もあるかと思しますので、ここではないと言うわけにもいかないということはわかりますので、またしっかりと前向きに、いろいろと考えてほしいなと思います。

ただ、この専任司書については、それこそ町のほうで予算をつけたら学校のほうも喜んで受け入れてくれる問題だと思いますので、ここで考えられる問題だと思うんですね、町長。本当に今、インターネットの普及からいろいろあるけれども、やっぱりこの間から新聞習慣で、今、新聞もネットで見られるから新聞をとらないという人もあるとかなんとかという話から、そやけど、やっぱり新聞は新聞やというご意見、いろんなご意見をずっと書いていましたけれども、やはり子どもさんが良書に出会うということは本当に大事だし、読書ということはすごい大事だなと思うんです。

良書との出会いが子どもの心を豊かに耕し、人への思いやりや無限の希望を与えてくれる。また、子どもが本に親しむ環境を整えるということは、20年・30年後の社会を変える力になることは間違いないということも言われていますし、良書は子どもにとっては無形の財産ということを考えてときに、やはりこの司書教諭を設置する費用を町として生み出していくということは非常に大事だと思うんです、町長。ちょっと町長のご答弁をお聞きしたいと思います。

○竹内邦博議長 町長、田代 堯君。

○田代町長 お答えいたします。

川端議員のおっしゃるとおり本当に大事でありますので、そういう方向で教育委員会に検討していただくように努力いたします。

○竹内邦博議長 川端啓子君。

○川端啓子議員 本当に司書教諭のことで、学校司書のことで、私もう熊取町にも、熊取町が結構手厚くしていたので、もう10年近く前に、熊取町にもそのことで何回か通った経緯があるんです。なかなかもう本当に金額にしたら、ここでこんなことを言ったらいいのかどうか分かりませんが、職員でなくてもいいので、結構、司書の資格を持った方はたくさんいらっしゃるんで、本当にちょっと捻出した金額でもって設置できるはずなんです。だから、その辺を何とかその金額を生み出していただいて、岬町の子どもさんが本好きになるように読書運動の推進に力を入れていただきたいな、それが10年、20年先には、そのときのそれが結果となってあらわれてくるということを思ったときに、しっかり本当に汗を流してほしいなと思いますので、よろしくお願ひします。

次に、子ども議会の開催についてですが、平成14年8月に総合学習や社会科学習の一環として子ども議会が実施されております。そのときに参加されたメンバーが来年は成人式を迎えます。来年、選挙権を持つわけなんです。すごくよい思い出ができた、政治にも関心を持てるというそのときのメンバーのお母さんから声を聞いています。子どもたちが政治や行政、議会に関心を持ち、社会科学習にもなる子ども議会を経験させてあげるといふことは、私たちがその環境づくりをするといふことは本当に大事だと思いますので、なかなかそれこそ子ども議会を開催したその当時から、開催するに当たっては本当に学校関係の方、物すごいご苦勞をいただいておりますので、この子ども議会をすぐここで決めるわけには難しいと思いますけれども、毎年開催するといふことは本当に難しいかもしれませんが、定期的に開催していこうというその意気込みが大事だと思いますので、それについての答弁をお願いします。

○竹内邦博議長 教育次長、古谷 清君。

○古谷教育次長 お答えいたします。

議員ご指摘のとおりでございます。岬町におきましては、平成14年8月に岬町子ども議会を実施しております。参加者は町内各小学校の児童会代表6年生の18名と岬町の関係者、これは町長以下でございますが、議会議長も含めまして25名という記録が残っております。

岬町子ども議会では、まず子ども議長が開会を宣言した後、議会出席者の紹介を行い、15の一般質問を当時行いました。一般質問では、子ども議員さんから公園や図書館などふだんの生活にかかわる身近なご質問、また、学校の設備を整えてほしいなど学校にかかわる質問、また、まちの活性化など実際に町が課題として抱えている問題も含めまして、さまざまな質問や提案がなされたということでございます。

成果としまして、岬町の子どもたちが総合的な学習や社会科学習の一環としまして、本町のこの議会の議場で議員活動を体験することによりまして、岬町行政を身近にとらえ、また町政の仕組みや成り立ちについての理解が深められました。また、子どもたち一人一人の体験学習として貴重な経験ができましたし、思い出ができたということでございます。

一方、課題としましては、学校内での指導に時間がかかりまして、授業時間の確保という点で各校6名の子どもさんに対して放課後残して練習というか、勉強も事前学習でございますが、その辺をせざるを得なかったということがございましたし、この指導の期間が1学期のまとめの評価をする時期と重なっておりましたので、担任の負担も相当大きなものがあつたと聞いております。また、学校の安全のために集団下校等も当時実施していた学校もありまして、放課後に指導することは、なかなか時間をとるのが困難であつたという点も当時、学校のほうから指摘されておりました。

また、一方、役場の担当部署も、当日に至るまで打ち合わせや答弁についての関係部署の調整等にかかなりの時間を費やしたというふう聞いております。

子ども議会は、議員の仕事を体験することによりまして、町政、また社会に対する理解と関心を広げるということを目的として実施したところでございます。今後実施するに当たりましては、十分学校と協議をしながら考えていきたいというふうに考えております。

○竹内邦博議長 川端啓子君。

○川端啓子議員 ありがとうございます。

この子ども議会については、なかなかやっぱり学校のほうにもご協力いただかないとできないことですので、また定期的にできるようにいろいろと考えていただきたいなと思いますので、要望としておきます。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○竹内邦博議長 川端啓子君の質問が終わりました。

次に、中原 晶君。

○中原 晶議員 日本共産党の中原 晶です。

11月30日、総務省が発表した労働力調査では、10月の完全失業率は5.1%と4カ月ぶりに悪化に転じ、8カ月連続して5%以上の水準となっています。若年層の失業率が高くなっており、雇用情勢は深刻な状態が継続しています。企業の従業者規模別の就業者数では、30人以上の規模においては就業者が増加しているものの、29人以下の中小零細企業での単価と仕事が回復しないことから、経営難を余儀なくされ、雇用の悪化に反映をしています。同時に発表され

た7月から9月期の都道府県別完全失業率では、大阪府の7.7%が全国一高く、全国で一番雇用情勢が厳しい都道府県となっております。

今、申し上げた雇用情勢が厳しい状況が続いているのは、円高と不況への抜本的な対応策が示せず、経済を建て直すための政策転換がなされないままとなっている民主党政権の政治に大きく起因するものであります。

後期高齢者医療制度や障がい者自立支援法の廃止をめぐる問題を初め、公約に背を向け国民の期待を裏切る路線を突き進んでいる民主党政権であります。環太平洋経済連携協定—TPPへの参加を検討するという重大な局面に至っています。昨日、12月1日、全国町村長大会において、TPPへの参加は農山漁村に深刻な影響を及ぼすとして、参加に反対する特別決議が採択されました。食糧自給率の低下は避けられず、農業とその関連企業での雇用の創出、地域経済への打撃ははかり知れません。

また、公的保育、介護保険や国民健康保険など、さらなる社会保障の切り捨ても検討されており、住民に一番身近な地方自治体は、住民の命と健康、暮らしを守るためにその役割を果たすことが極めて重要であります。国や大阪府が押しつける悪政から住民を守るために、岬町が最後のとりでとなって奮闘することを初めに求めて、私の一般質問を始めます。

一つ目に、学童保育の受け入れ学年の引き上げについて質問します。

学童保育にかかわっては、議会で何度も取り上げ、受け入れ学年の引き上げを繰り返し求めてきたところでもあります。そのたびにつれない答弁をいただいていたところではありますが、働く保護者にとっては学年の引き上げがいよいよ切実な要求となっており、一刻も早い実現が求められておりますので、改めてこのたび質問をさせていただきます。

学童保育の受け入れ学年の引き上げについては、本年3月議会でも一般質問で求め、実現に向けて前向きな検討を求めたところでもあります。本日は、ご検討いただいた結果、今後の方向性をどのようにお考えか、まず初めにお聞きしたいと思います。

○竹内邦博議長 住民福祉部長、芦田貴志雄君。

○芦田住民福祉部長 中原議員の学童保育の高学年の受け入れの体制についてお答えします。

本町の学童保育は、議員もご承知のとおり、淡輪学童と深日学童の2カ所で実施をしており、多奈川の児童については深日学童に入ってもらっているところでもあります。直近の状況としましては、淡輪学童は定員60名で、既に登録児童数は68名と超えております。また、深日学童は定員30名で、現在、登録児童数は20名となっておりますけれども、ことしの8月には30名の登録数を数え、定員いっぱいとなった時期もあります。そのような状況で、また学校でのさら

なる空き教室も今のところ確保が困難という状況から、現時点では明確な方針は打ち出せない状況にあります。

しかしながら、障がいをお持ちの児童を持つ共働きのご家庭のご希望も強く、また、ご苦勞もあることから、次のような方法で実施が可能か、現在検討をしているところです。

その方法とは、平成23年度の学童保育の申し込みの受け付けを今年度は1カ月程度早めまして、平成23年1月から行う予定にしております。その入室申し込みの登録件数を見た上で受け入れが可能であれば、段階を踏んで、平成23年度は、まず小学校4年生の障がい児や配慮を必要とする児童を受け入れるという方法であります。この方法で運営が順調に行けば、翌年度にさらに5年生まで、翌々年度には6年生までというふうに段階的に拡大していけるのではないかとこのように考えております。

しかしながら、当然その部屋のキャパの問題がありますので、2カ所は無理で1カ所になる場合もあり、また両方とも登録が多ければ、実施は見送りになることも想定されます。また、予算の編成中ですので、確定的なことは現時点では申し上げられません。しかし、担当部局としては検討を重ねている課題だということで、途中経過としてご報告申し上げます。

以上でございます。

○竹内邦博議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 ただいまご答弁いただきましたが、教室の確保が困難であるということは、これまでも繰り返しお聞きしてきたところでもあります。学童保育の登録者数については増減、年度によってありますけれども、全体としては右肩上がりであるという認識をお持ちかと思えます。このまま右肩上がりになっていくということでもありますと、学童保育の待機児童を生まざるを得ないということになりますので、希望者全員に対して受け入れていくことを実現しようと思えば、キャパの問題を解決しなくては実現できないということになると思えます。けれども、そのことについては教室の確保が困難ということが繰り返し述べられておきまして、抜本的な対策が必要であるということは申し上げつつも、そのことは今すぐにはできないということが示されたわけですから、まずはすぐにでもできるところから始めていただきたいと思えます。

今ご答弁いただいた中で、検討中ではあるけれどもという前提に立ちつつも、来年度の申し込みについては、登録者の状況を見て、申し込みの状況に余裕があればということであろうかと思えますけれども、小学4年生から年次的に特に配慮を必要とする児童の受け入れを可能にしていこうということを検討しているということでありました。これからの来年度の予算どりの具体的なことが決まっていく時期でもありますので、断定的なことは言えないということではあろう

かと思えますけれども、このことについてもう少しお聞かせいただきたいと思えます。

一部高学年の受け入れということを検討しているということでありましたけれども、大阪府下の高学年の受け入れ状況はどのようになっているのか、お聞きしたいと思います。大阪府下でも高学年の受け入れが徐々に進んできているところでありますけれども、その数や割合についてお聞かせいただきたいと思えます。

○竹内邦博議長 住民福祉部長、芦田貴志雄君。

○芦田住民福祉部長 答えします。

大阪府が平成22年5月1日現在において、府内の政令指定都市、中核市を除く39市町村のうち、小学校4年生以上で学童保育を実施している市町村は25市町村で、約64%でございます。その中で、障がい児や配慮を必要とする児童のみを対象としているのは9市町村で、残りの16市町村は、条件を設けずに一般的に実施をしております。

以上でございます。

○竹内邦博議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 高学年の受け入れにつきましては、今お示しいただきましたが、少しずつではありますけれども、また条件つきであるところも多数ありますが、高学年についても少しずつ受け入れが進んでいるところでもあります。隣の阪南市においては、2009年度から障がい児に限ってということではありますが、6年生まで拡大をしております。また、今年度からということでございますと、泉佐野市においては、夏休み等の長期休暇のみではありますが、4年生を受け入れ始めています。さらに門真市においても、本年度からではありますが、6年生までの受け入れを開始したところでもあります。

この高学年の受け入れについて、先ほど芦田部長、ご答弁の中で、特段の配慮が必要な児童については門戸を開いていこうと、まずはそこから門戸を開いていこうというような考えが示されたところでありますけれども、このことについてもう少しお聞かせをいただきたいと思えます。

国のほうでも学童保育についていろいろな場面で考え方が示されているところでありますけれども、2007年度において、放課後児童クラブガイドラインというものが厚生労働省から出されております。この中で、特に配慮を必要とする児童への対応というところでどのように示されているか、お答えください。

○竹内邦博議長 住民福祉部長、芦田貴志雄君。

○芦田住民福祉部長 中原議員のご質問にお答えします。

学童保育のガイドラインの中に特に配慮を必要とする児童への対応ということで、障がいのあ

る児童や虐待への対応等、特に配慮を要する児童について利用の希望がある場合は、可能な限り受け入れに努めること。受け入れに当たっては、施設設備について配慮すること。障がいのある児童を受け入れるための職員研修等に努めることというふうに記載があります。

以上です。

○竹内邦博議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 結構です。

もう1点お聞きしたいと思います。

今、子ども・子育て新システムについて国政上では議論が進んでいるところでありますが、その中でも、本年6月25日に示された基本制度案要綱が発信されておりまして、その中にも放課後児童給付ということで、学童保育についての記述がなされております。その中でどのようにこの要綱に記されているか、お答えいただきたいと思います。

○竹内邦博議長 住民福祉部長、芦田貴志雄君。

○芦田住民福祉部長 お答えします。

子ども・子育て新システムの基本制度案要綱の中で、放課後児童給付、これは仮称というふう書いてありますけれども、その中で、小学校4年生以降も放課後児童給付（仮称）が必要な子どもについてはサービス提供を行うというふう書かれております。

以上です。

○竹内邦博議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 結構です。

今二つの国の発信したものについてお答えいただいたところでありますけれども、国のほうとしても以前から、特に配慮を必要とする児童が利用の希望がある場合は可能な限り受け入れに努めることということが示されておりまして、現在、検討されている子ども・子育て新システムの考え方の中でも、小4以降も学童保育については必要な子どもにサービス提供を行うということが示されているわけでありまして、また、大阪府においても、障がいを持った子どもへの学童保育の受け入れを推奨する立場も以前からとっておるところでありますので、町としても受け入れにぜひ前向きにご検討いただきたいというふうに考えるものであります。

ちなみに、先ほどお答えいただいた子ども・子育て新システムにつきましては問題がかなり多く含まれておりますので、ここで取り上げたことについては、全体をよしとするという立場のものではありませんが、全体として問題を多く含むものの中でも、小学生4年生以上でも、必要な子どもにサービスの提供を行うということが示されていることを確認したところであります。国

も大阪府も特別な配慮が必要な子どもたちに対して受け入れを求めていくということを示しているわけですから、岬町としても、その方向でぜひ努力をしていただきたいというふうに考えるものであります。

実態はどのようになっているかということではありますが、今、発達障がいを持つ子どもがふえております。ひとり親の家庭などもありまして、支援が必要な保護者から学童保育の学年引き上げへの強い要望が以前から引き続き寄せられております。特に夏休みなどは、子どもだけで留守番をするには、1日は非常に長い時間となってしまいます。4年生になって学童保育に行けなくなったことで、行き場を探してお友達の家を渡り歩くという実態も聞こえてきております。そんな中からトラブルが発生しかねない状況になっているということも聞いておりますので、そういったことを聞きますと、行き場のない子どもや、そういった子どもを置いて仕事に行かなければならない保護者の心痛を察すると、この問題は一刻も早く実現したいと切に願うものであります。

私はかねてから、学童保育の学年の引き上げにつきましては、無条件の高学年の受け入れを求めているものであります。一気にそれを進めるのが難しいということでもありますので、まずはできるところから門戸を開いていただきたいということを重ねて強く求めておきたいと思っております。担当部として鋭意努力されるとともに、財政当局、また町長のほうでも、しっかりとこの問題に向き合って、ぜひ門戸を開いていただきたいと重ねて強く求めておきたいと思っております。

1点目については、以上で、この場ではとどめておきます。

続きまして、2点目のワクチンの接種費用の助成について質問をいたします。

国会では、混乱が続く中、3種類のワクチンの接種費用を助成する予算を含む補正予算が可決されたところであります。国会で可決された補正予算全体としては、深刻な雇用状況や景気、国民生活を省みない内容となっており、問題を多く含んだものではあります。3種類のワクチンの接種費用の補助を行うという予算については大変評価できるものと考えております。

ただし、国の補助率が2分の1となっていることや来年度末までの限定的な事業であることから、改善されるべき点は残されていますが、一歩前進であることには間違いありません。

この3種類のワクチンというのは、ヒブワクチンと肺炎球菌ワクチンと子宮頸がんワクチンですが、この3種のワクチンは重篤化を防ぐ効果が認められており、適切な時期の接種によって、命と健康を守ることが大いに期待されています。

これらのワクチンの有効性はお認めになるところだと思いますが、まず初めに、その点について確認をしておきたいと思っております。

○竹内邦博議長 住民福祉部長、芦田貴志雄君。

○芦田住民福祉部長 中原議員のご質問にお答えします。

このワクチンの重要性については既に国のほうも認めており、また、国の厚生科学審議会の感染症分科会等で、一日も早く定期接種に位置づけるようにという形で検討すべきであるというような前向きな提言もいただいておりますので、重要性としては、町としても認識しているところであります。

以上です。

○竹内邦博議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 このワクチンの有効性についてはお認めであるということが確認されたところがあります。

このワクチンについては、子どもを持つ保護者から我が子に接種させたいとの相談も寄せられております。しかしながら、接種費用は、ヒブワクチンも肺炎球菌ワクチンもゼロ歳からの接種で3万円から4万円、子宮頸がんワクチンが5万円から6万円と経済的な負担が大変重く、家庭によってはあきらめざるを得ない状況が生まれています。

国の制度については、先ほど補正予算が可決したということを示し上げたところではありますが、これは市町村が事業を行う場合、半額を補助するというものでありますから、まずは岬町として事業を実施していただく必要があります。この事業の実施そのものについてはどのようにお考えか、お聞かせいただきたいと思っております。

○竹内邦博議長 住民福祉部長、芦田貴志雄君。

○芦田住民福祉部長 お答えします。

子宮頸がん・ヒブワクチン及び小児肺炎球菌ワクチンの助成につきましては、これまでもご要望いただきましたけれども、町単独での助成事業は困難であること、しかしながら、その必要性は認識しているとして町の見解を述べさせていただいたところです。その上で、大阪府や町村長会、関係機関とともに、国に対してこのような助成制度の創設などを要望した経過があり、ようやく国のほうでもこれらのワクチンの助成制度の概要を提示して、先ほど中原議員がご説明されたように、平成22年度の国の補正予算で国会で可決成立してきたところです。

今、大阪府を通じて把握しました国のワクチン助成制度の概要としましては、これら3種類の予防接種を促進するために名称は子宮頸がん等ワクチン接種緊急臨時特例交付金という基金を設けて、基金は都道府県に設置し、ワクチン助成事業を行う市町村に対して助成するというもので、補助率は2分の1というふうになっております。

ただ、先ほど中原議員もおっしゃられていましたように、平成23年度末までというふうに非

常に短い期間限定型の基金による助成制度ということが問題として挙げられます。このほか、助成制度に係る補助要綱や接種要綱など、詳細なことはこれから示される予定になっていまして、現在手元にある情報をもとに町の方針を考える上で、助成の開始時期や助成額、接種できる医療機関やワクチンの供給が十分かどうかなど、検討すべき課題が幾つかございます。

まず、今回の予防接種の助成事業はできたものの、この接種の位置づけで、予防接種法の改正を伴う定期接種ではなくて任意接種の位置づけのままで実施をするということの問題であります。

ワクチンの安全性の確認やワクチンの供給体制がまだまだ十分とは言えないということで、早急に定期接種の位置づけをすべきだというふうに考えております。冒頭の質問のお答えでもしましたように、国の厚生科学審議会の予防接種部会では、これらの接種について定期接種に位置づけるように急ぎ検討すべきであると提言しております。

また、任意接種であることから、接種を受けるかどうかで受益の差を生じてきます。全額助成ではなくて、接種者に一定負担を求める根拠があると考えており、今後この負担をどの程度にするかについても検討する必要があります。さらに、先ほど言いましたように、国の助成期間が23年度までという期限つきを示していることも視野に入れて、財政上、中長期的な助成制度とすることも検討していく必要があります。

さらに、子宮頸がん予防につきましては、10代に予防接種、20代からはがん検診を受けるという一貫した子宮頸がん対策を推進する必要があるということも提言をしております。町としましても、この子宮頸がん予防ワクチンの効果が平均6.4年というデータを踏まえ、子宮頸がん予防対策にはワクチンだけでは万全と言えず、あわせて20歳からのがん検診受診の必要性を呼びかける必要があるというふうに考えております。

いずれにしても、国の補助制度も骨子が示された程度で具体的な実施要綱等の整備はこれからであり、これらの3種類のワクチンが定期接種に位置づけされるまでの間の助成事業については、今後、国、府の動向に注目しながら情報収集を行い、町として今後、助成制度の設計として検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○竹内邦博議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 今いろいろなこととお答えいただいたので、まず、定期接種化すべきということが述べられておりました。このことについては私も同意するものでありますし、国のほうで、本来であれば定期接種化という扱いにして、全額国のほうで費用を負担するということがあるべき姿であるというふうに思うところではありますが、現時点ではそうならないということであり

まして、目指すところにたどり着くまでの期間をどのように埋めるかという段階であろうかと思
います。

町としても、大阪府や国に対して基金の創設等を要望してきたということが先ほどの答弁で示
されたところであります。その努力がかなった部分もあろうかと思えますけれども、国において、
予算化したということでもあります。

しかしながら、大阪府に至っては、この三つのワクチンについての接種費用の助成に対しては
一切予算を捻出しないという立場でありまして、私、先日、11月の上旬でありましたけれども、
大阪府のほうにこの問題も含めて地域の皆さんの要望を伝えに行っていました。その中で、
このワクチンの接種に対する助成を国は2分の1出すと言ってるやないかと、大阪府もちょっと
ぐらい出してもいいやないかということ強く求めてまいりました。そうしますと、担当の方は、
お気持ちはよくわかると、そやけどお金は出されへんと言われました。どっちが大事なのか、よ
うわからないんですけどね。気持ちはわからんでもいいからお金を出してくれともよう言わんの
ですけれども、ただ結論からいきますと、大阪府としては、この助成には全く背を向けるという
立場でありました。非常に残念なことでありましたけれども、大阪府がそういった状況でありま
すが、岬町としてはぜひ、たとえわずかな金額であったとしても、少しでも接種が受けやすいよ
うに努力をしていただきたいというふうに思います。

先ほどご答弁いただいた中で、このワクチン接種の事業について今後国、府の動向を見ながら
検討していくということでありましたけれども、そういう言い方をなさるといことは、せつか
く国が半分お金を出したろうと言うてるのに、岬町ではお金を出してくれるとも言うてますけれ
ども、やりませんということもあり得るといことなんでしょうか。実施するのかもしれないのか、
お聞きしたいと思います。

○竹内邦博議長 住民福祉部長、芦田貴志雄君。

○芦田住民福祉部長 お答えします。

先ほどもご説明しましたように、国の制度も今、骨格が示されている状態で、中身については
まだはっきりしていません。また、接種の実施要綱についても、これから徐々に提示されてい
くのではないかというふうに考えております。このために、町の方針としては、このような助成
制度を活用して、町としての3ワクチンの助成制度というものを何とか現実化したいというふう
には考えておりますけれども、国からの説明あるいは国から都道府県に説明がありましたら、そ
の後すぐに大阪府のほうが各市町村の担当者レベルを集めて説明があると思えますので、そのよ
うな制度の概要がはっきりした段階で、再度、制度設計については詰めていきたいというふう

考えております。

以上です。

○竹内邦博議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 今の段階では、まだ説明が詳細にわたってなされていないということでもありますので、その内容をよく見た上で検討していきたいということであろうかと思えますけれども、答弁の中で実現化したいとは考えているというお言葉をいただきましたので、ぜひその方向で努力をしていただきたいというふうに思います。

実現化に当たりましては、先ほど私申し上げましたが、接種の費用が非常に負担が重いものとなっておりますので、残りの2分の1をだれが負担するのかという問題で、町としても、たとえわずかであっても接種の補助を前向きにご検討いただきたいと、このことは要望しておきたいと思えます。

それから、この件にかかわって、私も初めに述べましたし、ご答弁いただいている芦田部長のほうからも述べられましたが、定期接種化されていないという問題や国の予算が2分の1になっているということ、また、来年度末までという期限といったような問題がこの事業には残されておりますので、期限を延長させることや残りの2分の1の額についても国や大阪府に負担させること、定期接種化を求めることなど、町から引き続いて国や大阪府に求める必要があると考えるものでありますが、そのことについてのお考えはいかがでしょうか。

○竹内邦博議長 住民福祉部長、芦田貴志雄君。

○芦田住民福祉部長 財源の問題に対しまして、中原議員のおっしゃるとおりだというふうに考えております。私たちが国の制度、これは今回、3ワクチンについては2分の1の国の負担ですけれども、例えば国は最初100%出しますという制度を立ち上げておいて、それがいつの間にか2分の1になり、それがいつの間にか交付税算入しますというふうになって、ゼロになるというふうな制度を幾つも見てまいりました。

また、大阪府につきましても、最近、通常からいきますと、従来、私が経験した限りでは、国が2分の1を負担すれば、残りの2分の1については都道府県と市町村が半分ずつ、つまり4分の1ずつを持つというのが制度上の設計で、基本的には合意されている事項であったのではないかとこのように思います。でも、それが妊婦健診のときもそうですけれども、崩れてきているということが非常に大きな問題でありまして、大阪府のほうに制度について、市町村も負担するから府も負担してくれということは他の制度についても要望しておりますけれども、なかなか府も財政再建中である、厳しいということの理由もありましようけれども、なかなか実現が難しいと

いうことで答えが返ってきております。

ただ、この3ワクチンにつきましては、恐らく定期接種になるのは何年先になるのかは知りませんけれども、時間の問題だというふうに考えております。先進国と言われる中で、このワクチン接種について定期接種していないというところはもう日本だけではないかというぐらいに少なくなっておりまして、そういう意味からも、恐らく定期接種化されるというふうに考えておりますので、それまでの間の助成の国の負担について、あるいは大阪府の負担については、町としても町村長会等を通じて要望をしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○竹内邦博議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 ただいまの答弁をお聞かせいただきまして、大阪府や国のやり口に対して、福祉の部局だけではないと思いますけれども、話が違うやないかとじくじたる思いをこれまでもされてきたということがよく理解できました。引き続いて、このことについて町からもしっかりと要望をしていただきたいと思います。

このワクチンを受けることによって、失わずに済む命と健康を救えるということは大変すばらしいことでありますので、家庭の経済状況によって左右されることなく、希望する者がすべてワクチン接種ができるように町としての財政支援も重ねて求めて、2点目のワクチン接種についての質問はとどめたいと思います。

3点目に、有害鳥獣被害の対策についてお聞きしたいと思います。

有害鳥獣の中でもイノシシ被害の対策についてお聞きしたいと思います。

ことは例年以上のイノシシが出没しており、農地や民家の庭などを荒らされる被害が多数発生しております。背景には、農山村の高齢化や過疎化に伴って、里山が荒れたり、耕作放棄地が増加し、イノシシが生息する奥山と人間が生活する都市との境界線があいまいになっていることが挙げられます。奥山と都市との間に位置するのが里山ですが、野生生物と人間が住む領域を隔てる里山の役割が十分果たせない状況が生まれているもとの、イノシシによる被害が続出しております。イノシシを防除するために、奥山に近い集落の皆さんは箱穴やさくを設置するなどの防衛策をとっておられますが、その対策に追いつかないほどのイノシシの出現で、大変お困りです。

町としても有害鳥獣対策協議会に委託金を支払って有害鳥獣の駆除を依頼したり、箱穴を設置するなど、鳥獣被害を軽減させるために一定の努力が図られているところであると認識しております。しかしながら、ご協力いただいている猟友会の皆さんを初め、高齢化による担い手の減少

や担い手への負担が重く、対策は困難な状況になっていると聞き及んでおります。

鳥獣被害を減少させるために、従来の延長線上でない対策が求められているのではないかと考えるものであります。答弁を求めます。

○竹内邦博議長 都市整備部長、松永英三君。

○松永都市整備部長 ご質問の鳥獣被害対策についてお答えいたします。

議員お示しのとおり、本年夏から秋にかけては、鳥獣被害に関する苦情が多数寄せられたところでございます。

対策といたしまして、本町では、平成15年度、他の市町村に先駆けまして、先ほど議員もお示しの岬町有害鳥獣対策協議会を立ち上げまして、鳥獣被害対策に取り組んでいるところでございます。本協議会は、農業委員会、実行組合、それから猟友会のメンバーで構成され、設立当初は出口議員とか竹内議長のご協力をいただきまして、今は竹内議長もまだご協力をいただいているところでございますが、捕獲おりの設置とか、鳥獣対策を講じて農作物被害の軽減に努めてきたところでございます。

議員のご質問にもございますように、近年、被害報告が多く寄せられていることから、本年度は本協議会への委託料を増額して新たにおりを購入して、対策を強化したところでございます。本町といたしましても、有効な鳥獣対策を検討するため、大阪府内の市町村に鳥獣対策について調査を行ったところでございますが、調査の結果といたしましては、ほとんどの市町村が地元の猟友会に捕獲をお願いしている状況でございまして、大阪府下で、岬町は昨年、一昨年で150頭捕獲をしておるんですが、堺市以南では、その次のところという2番目が和泉市で29頭、泉佐野市がその次で25頭ということで、岬町がいかに強力に有害対策を行っているか、これを見てもよくわかりいただけると思います。

他の市町村は本当に困っている状況で、岬町のように箱穴とか、常設の6畳ぐらいの大きさのおりとかそういうようなものを設置していただきまして、今11人の捕獲の免許をお持ちの方に協力をお願いしているということでございまして、他の市町村につきましては、そこまでまだ手が回っていない状況で、20頭とか30頭程度でございます。そういうことからいたしましても、本協議会のしたことによって、各地区の状況に速やかに対応して、あちらでイノシシが出たといえば、その対策委員さんをお願いして、町の職員も一緒になっておりを運びまして捕獲に乗り出して、先日も多奈川の中地区のところで何頭も捕獲したり、そういうことを行っているところでございまして、今後も今の現状ではなかなか対策として完全ではございませんが、他市町村に比べましても非常に捕獲頭数は多いと、大阪府下で捕獲頭数は2位でございます。そういうぐ

らい岬町では頑張っているということでございまして、これを今後また状況を見ながら、何かいい手だてがあれば、そちらのほうへ対策を向けていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○竹内邦博議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 ただいまご答弁いただいた中で、協議会も立ち上げて努力をしていると、また、協議会にご協力いただいている皆さんに対しては本当に頭の下がる思いです。けれども、状況を見ながら、いい手だてがあればとっていききたいというだけでは、今の被害状況にはとても不十分であると言わざるを得ない。

というのは、私は被害の実態がどういったものであるかと、ここにおられる皆さんでも、いろんなところでイノシシが掘り返したところなんかをごらんになっておられることと思いますけれども、先日、東畑の集落など現地に足を運び、周辺の方にも実態をお聞きしましたけれども、大変なご苦労をされていることがよくわかったところであります。田んぼや畑、民家の庭に電気さくやワイヤーメッシュのさくを設置してイノシシの侵入を防いでいると。この費用の負担は自己負担でなさっています。そういった家が非常に多い状況が見られました。また、中には夕方から火をたいて、また畑にラジオを置いて音声を発生させておいて、イノシシよけにならないかというような工夫もされているといったことも見せていただきました。

被害の実態についてはさまざまありますけれども、河川の護岸の大きな石垣を崩して、そこを掘り返しているということで、非常に大きなえぐれた跡も見せていただきましたし、行動範囲といますか、被害地域が以前に比べて非常に拡大しているということで、民家の庭に入り込んで花壇を根こそぎ掘り返して、まるで耕運機で耕したような状況になっているというようなところも多数見せていただいたところでもあります。

このことにつきまして、鳥獣被害にかかわって、国政上では2007年に鳥獣被害防止の特別措置法が成立をしております。大阪府でも単独で鳥獣被害防止の対策事業を行っているところでありまして、他の市町村の中には国や大阪府の制度を活用して鳥獣被害を防止する事業を行っているところがあります。大阪府下の14の市と町で鳥獣被害の防止計画を策定し、国や府の補助を受けて防護さくの設置などを行っているところでもあります。

この国や府の補助金を受けようと思いますと、鳥獣被害防止計画の策定が現在では義務づけられているんですけれども、この計画を策定して岬町でも大阪府や国の補助制度の活用をするといったようなことは検討されないのでしょうか、お聞きしたいと思います。

○竹内邦博議長 都市整備部長、松永英三君。

○松永都市整備部長 お答えいたします。

まず、大阪府の補助でございますが、これは19年、南池土地改良区が実施いたしまして、900万円で実施しております。それ以外には実施するというのは、受益面積が2ヘクタールという面積規定がございまして、このあたりがネックとなっております、なかなか大きな面積で囲うというような制度になっておりまして、なかなか使いづらい。

国の分につきましてはそういうのはございませんが、基本的には農業委員会と昨年度、ことしも協議しておるんですが、今の現状では、田を囲うというのは自分たちでやっているということで、あと、捕獲おりなんかも補助が出るのでございますが、捕獲おりについても先ほどからご説明申し上げておりますように、有害鳥獣の免許を持っている方、町から有害鳥獣の狩猟機関以外で捕獲免許をお渡ししている方が11名でございますので、その中でその11名の方に、協議会で13基のおりがございまして、それと南池土地改良区で5基あります。個人所有が五、六基ございます。あと、大きな設置型が7基ほどあります。そういうふうな数の捕獲おりを管理するだけで、もう今手いっぱいという状況でございまして、なかなかこれをふやすということも、ふやしても管理ができない状況になるということです。こういうことがございますので、今その計画を立てて、計画を立てるというのは、結局補助金をもらうために計画を立てて、3カ年計画を立てて、おりを何基ずつ買いますとかいうような形で申請するわけですが、それをするだけのマンパワーが残されていない。

うちは対策協議会を15年から立ち上げておりまして、その時点で農業委員会と町の金とを合わせまして180万円、その当時、初年度に180万円でおりとかがそういうものを買って、あと毎年、当初は80万円ぐらい補助を出しておりましたが、今現在50万円、ことしは70万円出させていただいて、おりをふやして行って、順次その体制は整備されているので、そういう計画を立てて補助をもらって施設整備をするというふうなことは、もう一定岬町は済んでおるといふ現状でございます。

以上でございます。

○竹内邦博議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 ただいまご答弁をいただきました。

その中で、大阪府の制度を活用するという点については受益面積が2ヘクタール以上ないといけないということが一つのハードルになっていて、なかなかこの府の事業を活用するということにはなりにくいということでありましたけれども、この受益面積について、私もこの制度を詳しく知りたいと思ひまして、大阪府の担当部局に問い合わせをしてみました、受益面積という

のはどういうふうに考えるんですかというふうにお聞きますと、非常に柔軟に考えられているものでありまして、厳密なものまでは求めないといったような対応でありまして、これについては広い範囲にわたって受益があるということで申請が可能であるのではないかなというふうに感じたところでありまして、府の制度を活用する余地はあるんじゃないかと思えます。またこのことはご検討いただきたいと思えます。

それから、国の制度を使うにしても、府の制度を使うにしても、制度の種類によってはどうしても町の持ち出しが必要になるところが発生しますので、そのあたりも、もしかしたら困難な部分になっているのかなとも思いながら、このことについてどういった対策ができるのか、考えていたところでありましてけれども、岬町というのは本当に豊かな緑というほかの土地にない財産があるわけですから、自然と共存していくためにそれ相応の施策も必要でありますし、そのための予算は欠かせないというふうに考えますので、財政的な面も含めて前向きにご検討いただきたいと思えます。

それから、先ほどお答えいただいた中で、マンパワーの問題が答弁の中で示されたところがあります。これ以上おりをふやしても、とても管理ができないということが答弁の中で挙げられましたけれども、初めに私が述べましたとおり、担い手にも大きな問題がありますので、この点についても長期的な見通しを持つ必要があるのではないかなというふうに先ほどの答弁をお聞きして感じたところがあります。

岬町では、一定さまざまな対応は済んでいるということでありましたけれども、おりにしろ、さくにしろ、更新が必要になってくる時期もやってきますので、そういったときへの対応も含めて長期にわたった対策、また、緊急の措置ということについても前向きに検討していただきたいというふうに要望をしておきたいと思えます。

いずれにしても、現時点では個別の努力で何とか対応しようというところでありましてけれども、そういったものではとても対応し切れない状況になっておりますので、地域ぐるみの取り組みを行う必要があるのではないかなというふうに考えるものであります。そのための支援を町としてしっかりと行っていただきたいと、この問題については要望にとどめておきたいと思えます。

最後、時間がありませんけれども、河川の整備について質問をいたします。

今回質問いたしますのは、岬町内の河川の中でも町が管理をする普通河川の整備についてであります。

本年7月の集中豪雨では岬町内でも多くの被害が発生し、町当局としても、被害実態の把握や補助申請などに奔走されご苦労されたことと思えます。いまだに復旧されていない箇所が残され

ており、今後の迅速な復旧が望まれるところであります。

今回の集中豪雨では、予想を上回る激しい雨によって多数の被害が発生しましたが、今後も予測できない事態の発生に備える必要があります。町内には町が管理する普通河川がありますが、中でも東畑の石橋地区では、川の水がはんらんする寸前まで増水したということで、川に隣接した農地であげが崩落する被害が発生しました。そのことにつきましては、区長さんの迅速な連絡や町の尽力により復旧されたところであります。

同地区では河川が細く、樹木や雑草が伸びている箇所があり、集中豪雨の際には上流から流れてきたごみなどが水の流れを阻害する要因となりました。河川に面した耕作地の中には低い土地のものもあり、降雨量の多いときには雨のたびに田畑に川の水が流れ込み、苦勞されているというお話も伺ったところであります。今後も発生が懸念される集中豪雨に備えて、河川のしゅんせつや河川周辺の樹木の伐採など計画的な整備を行う必要があると考えますが、町のお考えをお示しいただきたいと思います。

○竹内邦博議長 都市整備部理事、末原光喜君。

○末原都市整備部理事 中原議員ご質問の河川の整備についてお答えいたします。

河川の整備につきましては、ご指摘のように整備計画を町のほうで策定して、下流のほうから計画的に整備を図ることが本来の町の行政であるということは十分認識しておるところでございます。しかし、きょうの朝からの答弁にもありましたように、現在、岬町では第2次岬町行財政集中改革プランの策定中でありまして、本町の財政は非常に厳しい状況に追い込まれております。このような中、河川の整備を計画的に図ることは多額の予算を必要とすることから、非常に困難であると考えております。

今後、河川の整備につきましては、これまでと同様、災害による護岸復旧や住民要望等の中で緊急度の高いものから、限られた予算の中から順次整備を行ってまいりたいと考えております。

どうぞよろしくご理解願います。

○竹内邦博議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 今のご答弁で、本来のあるべき姿と現実ということについてお示しいただいたところであります。

おっしゃるとおり、本来であれば、整備計画を策定して、それに基づいて進めていくということがあるべき自治体の姿であるということは言うまでもありません。現状では、災害が発生した後、その箇所についての復旧が行われるということで、後手後手に回らざるを得ないという状況になっておりますが、本来であれば、あらかじめ予測でき得る事態を見越して災害の発生を抑

制することが必要であることは言うまでもありません。

今後の災害に備えて、でき得る予防策を実施するように改めて重ねて求めて、私の質問はこの程度にとどめておきたいと思います。

以上です。

○竹内邦博議長 中原 晶君の質問が終わりました。

○竹内邦博議長 以上で、本日の日程はすべて終了しました。

本日は、これで散会します。

次の会議は、あす12月3日午前10時から会議を開きますので、ご参集ください。

どうも長時間ご苦労さまでした。

(午後4時13分 散会)

以上の記録が本町議会第4回定例会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

平成22年12月2日

岬町議会

議 長 竹 内 邦 博

議 員 反 保 多喜男

議 員 辻 下 文 信